

令和 9 年度

国の施策に関する提案書

令和 8 年 7 月

中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のとおり提案いたしますので、令和9年度国庫予算編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	丸山	達也
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	横田	美香
山口県知事	村岡	嗣政

目 次

〔重点提案〕

1	地方創生・地域未来戦略の実現及び東京一極集中の是正	1
2	こども・子育て政策の充実強化	6
3	地方創生の前提としての基盤整備	12
4	中山間地域等の生活環境の維持・確保	19
5	デジタルを活用した地方創生の実現	22
6	中東情勢に伴う重要物資の安定供給確保及び物価高を上回る持続的な 賃上げの実現	31
7	大規模災害に備えた防災・減災対策等	35
8	地方税財源の充実確保	45
9	全世代型社会保障制度の実現	49
10	カーボンニュートラルの実現	57
11	米軍機の飛行訓練への対策	61
12	国民の政治参加の促進と公明かつ適正な選挙の実現	63
13	参議院議員選挙における合区の解消	65

※令和8年5月25日に開催した中国地方知事会議において採択された共同アピールを
重点提案として記載

〔一般提案〕

1	経済・雇用対策の充実強化	66
2	地域農林水産業の振興	70
3	中山間地域・離島の総合対策の充実強化	78
4	地域情報化の推進	82
5	原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化	85
6	ハンセン病問題対策の推進	88
7	学校教育の充実等	89
8	環境保全対策の推進等	94

9	原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進	101
10	次世代エネルギーへの取組の推進	107
11	竹島の領土権の早期確立等	110
12	日本海における漁業秩序の確立	112
13	岩国基地関連対策の推進・充実	114

〔重点提案〕

1 地方創生・地域未来戦略の実現及び東京一極集中の是正

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁)

【理 由】

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題を解決し、若者・女性にも選ばれるような一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかななくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少につながるだけではなく、イノベーションの促進に必要な多様性の確保、大規模災害時の大学、企業、政府機関等のリスク分散や、超過密により悪化する生活環境の改善といった観点からも、必ず是正しなければならない問題である。

これまで地方創生の実現に向けて、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進取組を進めてきたが、東京圏への一極集中の流れを変えるには至っておらず、東京一極集中は依然として大きな課題となっている。

こうした中、国においては昨年12月に、地方創生の実現に向けて新たな総合戦略を策定されたところであり、中国地方知事会としても国と一丸となり、地方創生・地域未来戦略の実現に向けてそれぞれの地域の特長を生かしながら独自性ある施策を積極的に進めていくとともに、地域活性化の促進や防災リスクの低減に繋がる東京一極集中の是正に向け、国において積極的な取組の展開を求める。

【提 案】

1 地方創生・地域未来戦略の実現に向けた戦略的な施策の推進

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦し、日本社会のあり方を大きく変える地方創生の実現に向け、

- ・内閣に設置された「人口戦略本部」のもと、国と地方とが十分なコミュニケーションを図り、現場と緊密に連携して人口戦略を展開するとともに、少子化の原因や政策の効果等について専門家や実務者も交え客観的なデータに基づく分析・検証を行い、実効ある人口戦略をスピード感をもって強力に推進すること。また、その推進に当たっては、国や地方団体のみならず、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめ産官学金等各界各層の国民と広く連帯した強力な推進体制を構築し、真に効果的な施策等を展開すること。
- ・若者や女性にも選ばれる地域社会の構築、企業・大学の地方への分散、農林水産業を含めた高付加価値創出型経済への移行、賃上げに資する環境整備など、人口減少問題の構造的課題解決に向けて、人口流出に歯止めをかけ、地方への人の流れをつ

くる社会減対策、地域間格差のない子ども・子育て対策等の自然減対策、持続可能な地域づくりを地方との適切な役割分担により強力に推進すること。

- ・東京一極集中の是正は、地方にとって人口流出の歯止めとなるだけでなく大都市における超過密の解消にも寄与するもので、双方においてメリットがあり、かつ、出生率の低い地域から高い地域へ若者が移動することにより、日本全体の出生数の増加にも寄与するものであることを、広く国民に周知していくこと。
- ・地方創生の交付金をはじめとする地方創生関連予算の拡充など、地方創生の実現に向けて大胆かつ強力な対策を講ずること。
- ・経済・雇用面での地域の持続性を確保するためには、産業・観光等の分野において付加価値・競争力を高めていくことが重要であることから、都道府県域を超えた広域の単位で多様な主体と連携して取り組む広域リージョン連携の推進に対して、財政的な支援の拡充や規制・ルールの見直しによる支援を講ずること。また、支援策については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度設計とするとともに、地方公共団体等の予算編成時期を十分に考慮したスケジュールとすること。
- ・国の公務部門における正職員の短時間勤務拡大の検討に合わせて、会計年度任用職員についても地域の実情に応じた短時間正職員化を含めたあり方の見直しを行うこと。

2 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なK P Iを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講ずるとともに、

- ・雇用促進税制のオフィス減税への一本化により、地方移転へのインセンティブが減少しないよう、必要に応じて制度の見直しについて検討すること。
- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国による移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
- ・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の是正に効果的な対策を講ずること。
- ・地方の産業の特性や強みを踏まえた、地方に対する戦略的かつ大規模な投資を促進するとともに、産業を支える人材を確保するため、東京圏からの人材の呼び込みと地方への定着を促進する取組の抜本的強化を図ること。

(2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・企業移転にもつながる地方大学の研究力強化などへの支援や若者の雇用創出に

つながる地方の取組に対する支援を継続・充実させるとともに、地方就職学生支援金について地域の実情を踏まえて、支援対象者の要件となっている大学等の所在地を拡充するなど、制度を見直すこと。

- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。
- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく東京 23 区の収容定員増抑制については、令和 10 年 3 月 31 日までの時限措置とされているが、東京一極集中に歯止めがかからない現状を踏まえ、この制度を継続すること。

また、デジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置についても、その効果を十分に検証した上で、必要性について慎重に検討すること。

（３）「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・国と地方で取り組むべきことを明確化するとともに、これまでの取組の転出入への影響について、効果検証を行い、早急に必要な見直しを図ること。
- ・若者の転出につながる大都市と地方との実質賃金の格差是正に取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地域留学の取組の推進など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・子どもたちが大学等へ進学するまでに、県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、地方へのＵターン就職・転職の動機付けとなる取組に対する支援を行うこと。
- ・マスメディアやソーシャルメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような機運醸成を積極的に進めること。
- ・適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築に向けて、地方移住等を伴う遠隔勤務（転職なき移住）を含む場所や時間にとらわれないテレワーク、ワーケーションなどの働き方を、都市部と地方とのマッチングや税制優遇等の財政支援の拡充、企業経営者や労働者に対する機運醸成等により推進すること。
- ・ふるさと住民登録制度の創設にあたり、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

（４）新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

（５）地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から 20 年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講ぜられるよう、

- ・ 憲法改正に向けた議論を行う場合には、第 8 章「地方自治」の改正の検討など地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・ 国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正を更に推し進めること。
- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、「従うべき基準」をはじめとする義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 国の地方公共団体に対する補足的な指示については、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえ、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、必要な限度において行使することとし、事前に地方公共団体と適切な協議・調整を行うこと。
- ・ 法令等に基づく計画策定事務については、内閣府が策定した「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に従って、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、引き続き制度的な課題として、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・ 国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスや国の政策決定に地方の意見を反映する仕組みを強化すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 昨年から旅券の電子申請が本格的に開始されたが、申請者にとってマイナポータルによる電子申請の操作手順が煩雑でわかりにくいほか、旅券窓口においても電子申請を処理する際に必要な領事業務情報システムの通信に時間を要するなど、手続面の負担がかえって増加している。こうした申請者及び窓口職員双方の負担を解消するため、国において都道府県の事務の実態や意見を十分に把握した上で、電子申請システムの操作手順を簡便でわかりやすくするとともに、領事業務情報システムの処理時間を短縮するなど、申請者の利便性の向上と旅券窓口の事務負担の軽減が図れるような制度設計及びシステム改修を行うこと。

（６）全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、転出入した全員の移動理由を把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UI ターンの状態」を把握できるようにするなど、全国的な仕組みを構築すること。

(7) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・空港ビル内等の事務所の賃借料や着陸料、グランドハンドリング（航空機地上支援業務）費用等への補助など、地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持・回復に必要な支援を引き続き行うこと。
- ・喫緊の課題となっているグランドハンドリングや保安検査の人材不足に対応するため、航空・空港人材確保等に向けた積極的な支援を行うこと。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）や広域リージョン連携を活用した広域観光施策を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。
- ・海外プロモーションの強化など経済効果の高いインバウンドの地方誘客を促進するとともに、食、文化、歴史などの地域資源を活用した多様な観光プロダクト開発等への支援など、地方の観光産業の高付加価値化に向けた取組への支援を行うこと。
- ・インバウンド需要の増加に伴い、人手不足が顕在化していることから、生産性の向上や人材確保・育成のための支援を行うこと。

〔重点提案〕

2 こども・子育て政策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

【理 由】

令和7年の出生数（日本における日本人の概数）が過去最少となるなど少子化の問題は深刻さを増しており、国及び各地方自治体において喫緊の最重要課題となっている。

少子化の背景には、経済的不安や出会いの機会の減少、子育ての負担感や育児、教育に係る費用負担など、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を阻害する様々な要因が絡み合っている。

こうした中、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に盛り込まれた施策のうち、児童手当の拡充、保育所等の4・5歳児の職員配置基準改善やこどもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止などについては既に実現されており、その他の施策についても財源論を含めて検討・具体化が進められているところである。

こども・子育て政策の強化に向けては国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があり、適切な役割分担のもと、地方において真に実効性のある取組が展開できるよう、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 国民負担に配慮した財源の安定確保

こども未来戦略に掲げる財源確保の考え方に基づき、徹底した歳出改革や賃上げなどに取り組むことで、国民の負担に配慮した財源の安定確保に努めること。

また、子育て支援に係る給付サービスについて自治体間の競争が激しくなっている状況があるが、財政力の著しい格差が子育て支援の格差となってきている実情に鑑み、税源偏在是正を図るとともに、こどもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の利用料及び給食費の完全無償化、学校給食費の無償化等、本来、国において責任をもって制度設計し財源確保を図るべきものは、国全体としてナショナルスタンダードの観点も踏まえて、早期かつ確実に必要な措置を講ずること。併せて、地方単独事業を含め、こども・子育て政策の充実に伴い生じる地方の財政負担について適切に措置すること。

2 結婚、出産・子育ての希望をかなえるための若い世代の経済基盤の強化

出生数増への転換に向けた実効性ある対策の一つとして「結婚支援」の重要性を明確に打ち出すとともに、若い世代が結婚や出産、子育てという人生の重要な選択ができる環境を整えるため、持続的・構造的な賃上げや雇用環境の整備を進め、若い世代の所得を底上げする経済基盤の強化を図ること。

また、国において、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた検討を行う方

針が示されたが、具体的な制度設計に当たっては、出産を望む当事者や出産を担う医療現場の実情を十分に踏まえること。

3 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービス、経済的支援の拡充と教育の魅力向上・充実

(1) 誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、ライフステージを通じた妊娠・出産、子育てに係る経済的支援や子ども・子育て世帯を対象とするサービスの更なる拡充を行うとともに、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が活かせるよう、技術的、財政的支援を行うこと。

(2) 学校給食については、令和8年4月から、小学校段階において「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」が実施されたが、実態に応じた基準額の見直しを含めた事業の進め方や小中学校の給食実施状況の違い等を含めた課題の整理を図ること。これを踏まえ、中学校においても、国として責任を持って検討を進めるとともに、小中学校を含めた恒久的かつ安定的な財源を確保すること。

併せて、都道府県における事務負担の軽減や、学校給食の質の向上についても、十分な検証と必要な支援を行うこと。

(3) 不妊治療費については、令和4年4月から保険の適用が開始されたが、患者の自己負担額が増加するが生じ得ることを踏まえ、早期に保険適用前後での自己負担額、患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の範囲等が適切であるか検証するとともに、保険適用外の治療を実施した場合の経済的負担軽減策を講ずること。また、不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。さらに先進医療の受診に対する助成制度を設けることや施設基準の緩和等により、医療保険収載の促進を図ること。加えて自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

治療と仕事との両立のため、職場環境面においても、不妊治療のための休暇制度の導入促進等への理解の醸成をより一層進めること。

(4) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大され、ニーズが増加している。さらに、令和5年度からはケア対象者を拡大するなど利用しやすくなっている。

産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、乳児の対象月齢に合わせて求められる支援内容や留意すべき事項などのガイドラインへの記載、標準的な委託単価を参考として示すなどの技術的助言や、自治体が独自の取組を行う場合の財政支援を講ずること。

(5) 次世代を担うこどもたちが健やかに育つことができるよう、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策、保育の受け皿の整備拡大といった量的な確保を確実に行うために必要な予算総額を確保することに加え、

人口減少地域においても持続可能な保育の提供が行えるよう、必要な対応を進めること。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることも踏まえ、保育士等の研修体制の充実など乳幼児期の教育・保育の質の向上を着実に進めるとともに、子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

さらに、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。

併せて、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

- （６）就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体における施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、保育対策総合支援事業について、保育の質の向上を図るための十分な予算を確保すること。

- （７）こども誰でも通園制度については、令和８年４月からの本格実施の状況を確認し、保育人材の不足等、地域の実情に応じて、対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度とするなど、各自治体や施設が取り組みやすい体制や仕組みに改めるとともに、事業運営に必要な財政措置を講ずること。

- （８）こどもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの施設整備の補助基準額の増額や社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡大、改修及び修繕に対応可能な整備区分の拡充による財政支援のほか、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和など、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講ずること。

また、運営改善努力が反映され、将来の運営体制充実に資する支援方式を検討すること。

- （９）次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることがなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

また、高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

- (10) こどもの貧困対策や居場所づくり、いじめや不登校、ヤングケアラーなど困難な状況にあるこども・若者に対して行う地方の実情に応じた取組へ支援を行うこと。

特に、小学校・中学校における不登校児童生徒が増加する中、不登校児童生徒への支援の充実が図れるよう、校内教育支援センター支援員については、補助年限に上限を設けず、また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう十分な財政措置を講ずること。

- (11) こどもの健やかな成長のため、豊かな体験の機会を確保できるよう、青少年の交流や自然体験活動の広域的な拠点施設である国立青少年教育施設は、国の責務として経営基盤の強化を図り国営で存続すること。

また、次期中期目標の検討に当たっては、地方の実情に合わせて、宿泊体験活動の実施体制に大きな影響が生じることがないようにすること。

- (12) 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、児童手当などの金銭給付の拡充はもとより、多額の費用を要する私立学校や塾通いが前提となっているような大学入試制度の見直し、金銭的負担が少ない公教育を充実させる取組を進めること。

また、地方における高等教育の機会確保のため、国立大学の授業料の標準額について、進学希望者が進学を諦めなければならないような引上げは行わないこと。あわせて、高等修学支援新制度をはじめとする支援策の拡充を図ること。

さらに、地方の国立大学が地域で活躍する人材を供給し続ける拠点として、地域の存続と発展を支える中核的な役割を果たしていくために、国立大学法人運営費交付金について、今後も見込まれるエネルギー価格や物価高騰、人件費水準の上昇に適切に対応できるよう、令和8年度において、令和7年度の補正後の予算額を上回る規模での確実な補正予算措置を図ること。

また、令和9年度以降においては、社会情勢の変化に伴うエネルギー価格等のコスト増を織り込んだ必要な予算を可能な限り当初予算で措置するなど、補正予算を前提としない安定的な予算編成へと転換すること。

- (13) いわゆる高校無償化を契機に、公立高校への支援として創設された高等学校等教育改革促進事業（以下、基金事業という。）では、私立高校には無条件で国費が授業料に充当されている一方、公立高校に対しては教育改革を必須の条件とするなど、一定の交付要件が課されている。また、教員の働き方改革にも配慮しつつ、都道府県からの申請内容を踏まえ、地方の実情に応じた活用しやすい制度への改善を検討すること。

加えて、基金事業に続く支援制度として創設予定の高等学校教育改革交付金（仮称）については、地方の裁量で地方の実情にあった高校教育の全般的な底上げができる柔軟な制度となるよう、以下の事項を実施すること。

- ① すべての公立高校（特別支援学校の高等部を含む）を対象とした上で、教育改革などの義務付けや交付対象校の限定等の要件を設定しないこと。
- ② 公立高校で、地域の産業などで活躍する人材を育成していけるよう、教

育を行う上での根幹となる「ヒト」の充実を図るための経費（標準定数を上回る教員の加配、外部人材の配置等）を対象とすること。

③ 基金事業で実施した改革先導拠点の取組の充実や、成果の普及を図るため、継続的な経費や協力校側の整備等を対象とすること。

④ すべての公立高校が確実に支援を受けられるよう、必要な予算総額を確保した上で、自治体に財政負担が生じない制度とすること。

(14) 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善された。また、中学校についても令和8年度から3年をかけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されるが、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

(15) 学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われており、学校現場では学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っている。しかしながら、学習内容が多いために、児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することが困難であり、結果として、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていないおそれがある。

義務教育においては、基礎学力の育成を最優先とするため、児童生徒の確かな学力の育成や児童生徒のつまずきに対応する時間の確保等が必要である。

文部科学大臣は、令和6年11月の全国知事会議で「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在する」と表明され、また、令和7年8月の大臣記者会見では「全国学力・学習状況調査に関する令和6年度経年変化分析調査結果でのスコア低下、令和7年度悉皆調査結果で基本的な概念の理解・定着が十分でない児童生徒がいることが明らかになったことは大変重く受け止めている」と発言されている。

これらの課題に対応するため、学習内容の削減が実施されるよう、実質的な学習指導要領の内容の厳選を行うこと。

(16) 帰国・外国人児童生徒等、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の推進にあたっては、教員・支援員等の人材確保や日本語指導体制の整備、保護者への支援など、多岐にわたる取組が必要である一方、財政的負担が大きく、各自治体においては十分な対応が困難な状況にある。こうした実情を踏まえ、自治体の要望額に見合った十分な財政支援を行うこと。

(17) 子どもたちへのより良い教育の実現に向けて、教員の働き方改革を進めていく中で、部活動指導による教員の負担軽減には、学校部活動の地域展開を着実に進める必要がある。教員による部活動指導に代わる地域クラブ活動等の浸透に向けては、実際に指導に当たる指導者を質と量の両面で充実させる必要があることから、人材確保に向けた十分な財政措置を行うこと。

- (18) 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患については、特定の地域での期間限定の実証事業にとどまらず現行の 20 疾患と同様に、全国を対象とした継続的な新生児マススクリーニング検査の国支援の対象とすること。
- (19) 新生児聴覚検査について、より多くの医療機関において検査や精密検査が受けられるよう、新生児聴覚検査の機器の買い替えに伴う財政支援を継続するとともに、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。
- (20) 1 か月児健康診査及び 5 歳児健康診査については、マニュアル作成等による技術的支援を継続するとともに、市町村が地域の実情に応じた形で実施する場合など広く国庫補助の対象とすること。また、今後の全国展開に向けた制度設計にあたっては、特に 5 歳児健康診査について、発達障害の疑いと診断された児の診療体制、保育・教育部門との連携など、健診後のフォロー体制を含め、地域の実態を踏まえた上で検討を行うこと。

4 多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育て等との両立に向け、「育児・介護休業法」が改正され、令和 7 年度から様々な支援が強化されることとなったが、所定外労働の制限や、テレワーク、短時間勤務といった柔軟な働き方を実現するための措置について、引き続き周知徹底を図るとともに対象となる子の年齢を更に拡大すること。また、育児休業の取得促進とその期間中の経済的な安定を図るため、手取りで 10 割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。

加えて、令和 5 年 12 月に決定された「こども未来戦略」に掲げる男性の育児休業取得率 85%（2030 年）の目標達成に向け、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化するとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現し、性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づきや社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

さらに、労働・雇用環境の整備を進めるにあたっては、人材面や資金面で課題を抱える中小企業への支援を強化するとともに、男性も家事・育児等を行うことが当たり前と捉えられる社会に向けた理解促進を図ること。

〔重点提案〕

3 地方創生の前提としての基盤整備

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成 30 年 7 月豪雨や令和 3 年 7 月・8 月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感したところである。

また、長引く物価高等により、深刻な影響を受けている地域経済の回復には、観光振興や物流の効率化をはじめとした経済活動の活性化が必要であり、交通基盤は社会経済活動の土台となることから、より一層の整備促進が求められる。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提 案】

1 高規格道路ネットワーク等の早期整備

(1) 国の骨格を形成する高規格道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高規格道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道・山陰近畿自動車道は、開通済区間が未だ半分程度に留まり、中海・宍道湖 8 の字ルートを含め、多くの未事業化区間が残るなど、依然として高規格道路の未整備区間が多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成 30 年 7 月豪雨において長期間通行止めとなった山陽自動車道を、中国縦貫自動車道及び

山陰道が代替・補完し、広域交通の機能を確保するなどネットワーク効果を発揮したが、山陰道の未整備区間では、並行する一般道において大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、高規格道路の未整備区間が解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。加えて、令和3年8月に島根県出雲市で地すべりにより国道9号が全面通行止めとなった際には、並行する山陰道の開通済み区間が代替路として機能したところであり、このようなダブルネットワークの構築も重要である。

については、国において、高規格道路の未整備区間の解消を図り、一般道とのダブルネットワークを構築するため、山陰道等の事業中区間のより一層の整備促進と、山陰近畿自動車道や下関北九州道路、米子・境港間を含む中海・宍道湖8の字ルート等の未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高規格道路が本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、暫定2車線区間の4車線化等を早期に実施すること。特に、料金徴収期間の延長による財源を活用し、令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において指定されている4車線化の「優先整備区間」とされた山陰自動車道、尾道松江線、広島浜田線などのうち、未事業化区間については、早期に事業化すること。

さらに、現在整備中の付加車線について早期完成を図るとともに、中国横断自動車道岡山米子線など既に4車線化等が事業化されている区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの間、長大橋、トンネル区間においても安全・安心の確保を図るための緊急対策の検討を推進し、有効な対策を早期に講ずること。

- (2) 主要な国道・地方道は、高規格道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化と交流人口の拡大、渋滞緩和による交通の円滑化、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス向上に資するほか、大規模災害時に緊急輸送道路や迂回路の役割も担う重要な社会資本であり、一層の整備促進を図ること。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速移動手段の整備が遅れている地域にとって、高速道路は都市間のネットワークを構成する重要な社会基盤であり、その利活用の促進が地域経済に与える影響は極めて大きい。

このため、地域活性化や国際競争力強化の観点から、円滑な物流の確保と交流人口拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や料金割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

3 道路整備予算の確保

近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進むインフラの老朽化等に対応すべく、

高規格道路の未整備区間の解消や予防保全による老朽化対策等に取り組むとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応していくため、防災・減災、国土強靱化対策の加速化・深化を図る必要がある。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も切れ目なく、中長期的かつ明確な見通しの下、能登半島地震や八潮市の事故、豪雪災害等も踏まえた安全・安心の確保のための対策を継続的・安定的に推進できるよう、令和7年6月に策定された第1次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するために必要な予算・財源を、資材価格・人件費の高騰等の状況を踏まえた上で、通常道路予算とは別枠で満額確保すること。

また、人口減少の抑制や中山間地域の生活維持などの課題解決を図る必要があることから、道路の整備・管理に長期安定的に取り組むために必要な道路予算の総額を確保し、整備や老朽化対策などが遅れている地方に重点配分すること。

特に、東京一極集中の是正による多核連携型の国づくりや安定した物流確保に対応し、日常生活を支えるインフラとして必要不可欠な高規格道路ネットワーク等について、新たな財源の創設などにより早期整備を図ること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などもにらみ、山陰における新幹線も含む高速鉄道網の整備に向け、法定調査を早期に実施し整備計画路線へ格上げすること。また、将来的な新幹線整備に向けて貸付料の徴収期間の延長等の見直しを行い、新幹線整備予算等の大幅な拡充を図るとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

また、地方鉄道の活性化のため、高速化・快適化に向けた国の財政支援制度の拡充を行うこと。

5 生活交通の維持・確保

- (1) 近年、人口減少等に伴いバス、タクシー等の事業縮小、撤退が顕著となってきたことから、地域の実情・ニーズに応じた移動手段の確保や住民主体の共助交通など、地域の生活交通を維持する取組に対して財政支援を行うこと。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスのみではなく、タクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援を行うこと。

併せて、令和8年1月に策定された「第3次交通政策基本計画」に示すとおり、地域公共交通の持続可能性や利便性の向上を図る等の観点から、必要な財源のあり方の検討に早急に着手すること。

- (2) 確保が困難となっているドライバーの確保に向け、事業者団体等と連携して、処遇改善や二種免許の取得支援、若者等への魅力発信などに積極的に取り組むこと。また、住民がその自家用車により地域の輸送を担うなど、コミュニティの絆を活かした自家用有償旅客運送等へ必要な支援を行うこと。

併せて、バスやタクシーなどへの適用が期待される自動運転技術をはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装に向けて、特に中山間地域等において優先的に進むよう、レベル4認定後も含めた国による幅広い支援を積極的に行う

こと。

- (3) 鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、ＪＲ各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう、国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。

特に、第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や安全輸送設備等の整備、利便性向上に資するキャッシュレス決済の導入促進等に向け、支援制度の充実・強化を図るとともに、十分な予算の確保を行うこと。

市街地と中山間地域等を結ぶネットワークとして地域住民の貴重な移動手段となっているＪＲローカル線についても、国鉄改革時の経緯を踏まえ、適切に維持できるよう、ＪＲ会社法の大指針に基づき、ＪＲ各社を指導すること。

併せて、鉄道ネットワークの維持が国土発展や産業振興の礎であることから、税財源の確保を含め、国としてその維持に積極的に関与し、鉄道ネットワークの方向性をはじめ、ＪＲの内部補助の考え方を含めたネットワーク維持に係る法的枠組などを、国の責任において明確化するとともに、ＪＲの全路線の収支が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとすること。

また、鉄道ネットワークの維持・存続に向けて、地域が一体となって行う利活用促進や維持存続のために必要となる費用について、今後新たに検討される財源の活用も含め、財政支援を行うこと。

- (4) 災害により、ＪＲローカル線の線路や橋梁等の施設が被災した場合には、鉄道事業者が速やかに復旧を行い、これを直ちに路線の存廃の議論に結びつけることがないよう西日本旅客鉄道株式会社を指導するとともに、路線が維持できるよう、積極的に支援を行うこと。

- (5) 令和５年１０月１日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき再構築協議会を設置するに当たっては、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず国が中立的な立場で責任を持って関与するとともに、その設置や運営にあたっては、地域の実情に十分に配慮すること。

さらに、鉄道事業者の届出のみにより事業廃止や運行計画の変更ができる現行の鉄道事業法制度について検証し、鉄道事業の廃止や運行計画の変更手続きが沿線地域の意向を尊重したものとなるよう、手続きの見直しを行うこと。

再構築協議会等（地方公共団体が組織する法定協議会を含む。）で合意された取組を実現する手段等について、その持続可能性が最も高いものとなるよう、同法の基本方針にＪＲ各社の十分な協力について具体例として明記された、「グループ会社による運行」、「地元企業への運行委託」、「代替交通への共同出資」について、よりＪＲ各社の責任を明確化するため、国からＪＲ各社を指導するとともに、これができない場合にも、地方への負担転嫁とならないような制度設計について早期に方向性を示し、財源確保についても配慮すること。

6 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 人口減少や少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域活動の維持・

発展に不可欠であり、航空需要の更なる回復に向けた、地方空港の航空路線網の維持・拡充のための取組に対し、支援を行うこと。特に、首都圏をはじめとする大都市圏と地方とを結ぶ航空路線網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。

- (2) 今後、期待される海外のインバウンド需要を取り込めるよう、地方空港の国際線の復活に向けた支援を行うとともに、国の責任において税関、出入国管理、検疫体制の整備・充実を図ること。

また、訪日誘客支援空港の制度の対象に認定された地方空港において、国際線の順次再開を図るために、訪日誘客支援空港に対する国際航空便の着陸料やグラウンドハンドリング経費等への支援を復活すること。

加えて、訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方空港への乗り継ぎを含めた航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

7 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。

- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。

- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

- (4) クルーズ船の寄港は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらすことから、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠である。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

- (5) 我が国の輸出入の99%以上を取り扱う物流拠点であり、かつ様々な企業が立地する産業拠点である港湾において、水素・アンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入、貯蔵・利活用等、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化及び臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュ

ートラルポート（CNP）」を形成する必要がある。

については、各港湾管理者が「港湾脱炭素化推進計画」を策定する際の支援、協力を行うとともに、施設整備への支援の充実を図ること。

8 汚水処理施設の整備促進

地域住民の生活に必要不可欠な汚水処理施設の整備には巨額の費用が必要となることから、自治体の財政状況等によっては未普及地域の整備が十分に進んでいない場合があり、自治体によって整備状況に格差が存在する。

一方、既に整備されている汚水処理施設についても、その多くが供用開始から数十年が経過して老朽化が進んでいるため、計画的に施設更新を行っていく必要がある。

については、国が概成の目途に掲げている令和8年度以降も引き続き未普及地域における整備促進や、老朽化した施設の改築・更新を着実に実施するため、汚水処理事業者に対する安定的かつ継続的な財政支援をすること。

9 電気料金等への対策

(1) 卸電力市場の価格高騰などに起因する電気料金の変動による、中小企業の経営への影響を最小限に抑えられるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、国として責任を持って機動的かつ全国統一的に対応していくこと。

(2) 燃料費価格の高騰に対応するため、発電燃料の安定的な確保・供給についても国として十全な対策を講ずること。

(3) 電力の供給力に十分な余裕が持てるよう、電力システム全体の中で安定供給や調整力が十分に確保されていくよう施策を講ずること。

10 ヒアリ等の対策の推進

(1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ等の侵入の防止に向け、国は関係省庁の連携により、水際での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための定期的なモニタリング調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

(2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う仕組みを整備すること。

(3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

(4) 令和4年5月に成立した法改正により、都道府県や市町村等の役割が規定されたため、地方公共団体で必要となる費用について、引き続き国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組ができるよう、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。

- (5) 都道府県が行う防除の取組について、専門的な知見による助言や現地対応への同行など、技術的な支援を実施すること。

〔重点提案〕

4 中山間地域等の生活環境の維持・確保

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

【理 由】

人口減少は我が国最大の課題である。人口戦略会議は 2100 年の目標として 8,000 万人で人口が定常化することを提言しているが、集落の機能低下に歯止めがかからないことから、特に、人口減少、少子高齢化が進む中山間地域等の条件不利地域で暮らし続けていくための対策を考えることが急務である。

中山間地域等においては、長距離の移動や自家用車等の運転が困難な高齢者世帯が増加している他、店舗等の廃業・撤退などにより、食料品等を始めとした日常の買物が不便または困難な状況に直面している。買物は地域住民の「生きがい」や、買物環境を通じた「見守り」など、地域における重要な生活基盤であり、その維持・確保が深刻な問題となっている。加えて、地域における諸活動を担う人材不足により、地域の伝統行事や伝統文化の維持・継承、草刈りや除雪、鳥獣害対応などの集落環境の維持管理が困難となっており、地域コミュニティ自体の存続も危ぶまれている。

また、もとより地方の交通は自家用車に依存し、公共交通が脆弱であり、採算性や人材確保の課題から、安価で利便性の高い公共交通サービスの提供が困難となっており、その利便性の低さが中山間地域等の生活環境を更に悪化させる悪循環をもたらしている。

さらに、地方は医師の実数が少なく、また、都市部に比べて医師の高齢化が進んでいるほか、地域偏在・診療科偏在も顕著で、慢性的な医師不足の状況にあり、特に中山間地域等の医療機関においては、診療体制の縮小や後継者不足による診療所の閉鎖等が相次ぐなど、医師の働き方改革に係る規制の影響も懸念される中で、医師をはじめとする医療人材の安定的な確保が喫緊の課題となっている。

については、中山間地域等の生活環境を維持・確保し、安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、次の事項について要望する。

【提 案】

1 買物環境の維持・確保

買物環境の維持・確保に向けた取組支援にあたっては、生活基盤の中核となる店舗・施設の整備や移動販売、店舗運営、担い手育成など各地域の実情に応じて行う取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に支援するとともに、将来に渡って持続的に継続できるよう、新たな取組だけでなく、既に実施されている取組も支援対象に追加すること。

2 交通体系の維持・確保

(1) 安心な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、燃料費等の高騰によ

り、中山間地域等のバス、鉄道や離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、社会情勢に対応できるような新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を行うこと。

- (2) とりわけ、利用者の減少により厳しい経営状況に置かれる離島航路については、原油価格高騰に加えて SOx 規制強化の影響を受けることから、航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

さらに、令和4年11月に公布された「離島振興法の一部を改正する法律」に、離島航路で使用される船舶建造に対する特別配慮規定が盛り込まれたところであり、国において財政措置を強化すること。

3 医療提供体制の維持・確保

- (1) 中山間地域等の医療提供体制を確保するため、地域医療の実態を十分に把握した上で、恒久定員の増員を含め一定水準の地方の大学医学部定員を担保すること。また、地域に必要な医師が確保されるまで医学部臨時定員を延長するとともに、国が機械的に算出した医師偏在指標による評価によらず、地域の実態を踏まえた配分を行うこと。

- (2) 中山間地域等の医療機関においては、義務年限を終了した地域卒医師の定着対策や、複数の病院での医師の共同雇用が検討されており、地方の医師確保が推進されるよう、地域の実情に応じた包括的な支援を行うこと。

また、各専門診療科医の確保が困難な状況の中、中山間地域等の医療機関の期待が大きい総合診療医の育成・確保に向けて、国において、明確なキャリアパスやロールモデルを提示するとともに、地域住民等に対し、「総合診療科」に関する正しい知識の普及を図ること。

- (3) 中山間地域等において、医師の高齢化や人口減少を背景とした診療体制の縮小や診療所の閉鎖等により、医療提供体制の維持が困難となっている現状を踏まえ、限られた医療資源を活用して様々な医療課題に対応できるよう、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の基盤強化及び導入支援に積極的に取り組むこと。

- (4) 今後更なる需要の増大が見込まれる在宅医療の充実に向け、訪問看護師の確保・定着対策を強化すること。

4 地域コミュニティの維持・活性化

- (1) 中山間地域等に暮らす人々が地域の伝統文化や伝統行事、自然、食など豊かな地域資源等を守り、活用しながら、誇りを持って安心して暮らし続けることができるよう、今後更に地域コミュニティの維持・活性化を図っていく必要がある中、その最大の課題の一つともいえる地域の担い手不足に対応するため、地域人材の掘り起こしや育成、外部人材の活用等に係る支援を一層充実させること。

- (2) 農山漁村ならではの地域資源の活用により、都市と農山漁村の交流を促進し、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層加速させると

ともに、移住・定住促進はもとより、地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大への支援を更に拡充させること。

- (3) 食料の安定供給や適切な多面的機能発揮のためには、地域農業の持続的な発展が不可欠であり、新たな食料・農業・農村基本法に基づく施策の立案・実施に当たり、生産性向上を図るための基盤整備や経営力の高い担い手の育成など、将来にわたって、持続可能な農業生産が行えるよう支援を拡充すること。

〔重点提案〕

5 デジタルを活用した地方創生の実現

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【理 由】

近年のデジタル技術の進展・浸透により、人の物理的な移動がなくとも、大企業の仕組みや都市部のプロ人材のノウハウが地方の企業においても直接導入可能になるなど、デジタルは「都市と地方」・「大企業と中小企業」の差の縮小をもたらしている。

また、あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、農業・小売業・製造業など既存の産業での新たな価値の創出、デジタル技術を活用した大学発のスタートアップを数多く生み出しつつもある。

こうしたデジタル化の推進が、これまでとは異なる新しい選択肢を示し、地方やデジタルネイティブな若者のチャンスを拡大しており、地方が持つ様々な資源にデジタルを掛け合わせることで、あらゆる業種や職種を挑戦の場として変革させることができる。

政府は、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「地域未来戦略本部」を設置し、令和7年12月に閣議決定された「地方創生総合戦略」に基づき、引き続きAI・デジタルなどの新技術を活用し、地方経済と生活環境の創生を実現することとしている。

高いQOLを含め地域が持つ様々な資源を生かした地方の挑戦と、国が先導して行う全国的な政策等がうまく組み合わせることが次代の日本を創生する力強い成長につながる。地方の自ら率先した取組の後押しとなるよう、次の項目を求める。

【提 案】

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適にするとともに新たな価値を生み出し、県民の生活を豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・「地域未来交付金」等については、地方のデジタル人材を育成・蓄積する観点からも、試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援することが必要である。そのため、他地域で確立されたモデル・サービスの横展開を行う取組やデータ連携基盤の活用を前提とした取組だけでなく、地方が地域の実情を踏まえた自由な発想のもとに取り組むものにも機動力を発揮できるよう、柔軟で弾力的な運用を図ること。また、交付金総額の拡充に加え、恒久化するなど、地方自治体の取組に対して財政面で継続的に支援すること。
- ・地方の経済を支える中小企業等におけるデジタル技術を活用した生産性の向上や新たなサービスの創出などが図られるよう、ITツールの導入促進など更なるデ

デジタル投資の促進に向けた財政的な支援の継続・拡充を行うこと。

- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、AI実装などの新ビジネスの創出が推進されるよう、「データ利活用制度のあり方に関する基本方針」に基づき、国等データ活用事業の認定制度の構築・運用や国等によるデータの共同整備等にあたっては、地方の意見も踏まえた役割分担の検討や、費用負担に対する地方財政措置を行うこと。
- ・デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、都市部に偏在するデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、地方において専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- ・EdTechコンテンツやSTEAM学習などの幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。
- ・IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、「能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法の枠組みに基づき、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講ずるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

併せて、医療機関など、サイバー攻撃によるインシデントの発生が、地域住民に重大な影響を与えることとなる施設に対し、十分なセキュリティ対策が講じられるよう、国において必要な支援を行うこと。

- ・国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進するため、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策や財政的支援を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。
- ・地方における自動運転の社会実装・事業化が早期に実現できるよう、国において、自動運転に係る計画の着実な推進を図るとともに、社会受容性の向上や、社会ルール面での環境整備、財政面をはじめとした支援の充実など、スピード感を持って取り組むこと。

2 スタートアップ・エコシステムの確立に向けた環境整備

- ・あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、既存の産業での新たな価値の創出、大学発のスタートアップなど、スタートアップ・エコシステムの形成に向けて、若者の挑戦を引き出し、後押しするためには、正しいロールモデルとメンターが必要であるが、これらの人材は全国あるいは世界に偏在しており、全ての地方公共団体が直接コンタクトをとることは容易ではないため、全国規模で人材をプー

ルする仕組みを構築すること。

- ・また、起業の先進組織等のリソース（人材や仕組みなど）を地方が活用するには、専門的な知見を有する人材の確保や多額の費用を要することから、地方のスタートアップと経営人材とをマッチングする仕組みを、国において導入し、地方に不足している経営人材を供給するなど、継続的な支援の拡充・強化を図ること。
- ・起業等に挑戦した人が、失敗しても再度挑戦できるよう、真のリスクマネーの供給支援やリスクマネー提供者の育成、経営者の個人保証への規制、失敗を受け入れる風土の醸成など環境整備を図ること。
- ・スタートアップの先進的なビジネスモデルの社会実装に向け、地方公共団体と軌を一にして、大胆に規制緩和等に取り組むこと。
- ・地方でのスタートアップ等からの公共調達の促進に向けて、公募型プロポーザル方式の適切な活用等が容易に行えるよう、ガイドラインを積極的に周知するとともに、都道府県の共同調達による横展開の推進や、スタートアップ等の事業者の監査負担の軽減を図ることにより、公共事業を積極的にスタートアップ等に発注できる環境を整備すること。
- ・ベンチャー企業等への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、物的・人的の両面から地方でスタートアップを成長させる実効性のある仕組みへと改善すること。
- ・令和5年度に設立されたJ-Startup WESTは、今後の中四国地方において、地域のスタートアップ・エコシステムの強化を目指すものであり、こうしたスタートアップ育成に向けた地方コミュニティへの支援を拡充すること。

3 成長分野への円滑な労働移動の促進

少子化による生産年齢人口の減少と、全ての分野でデジタル化が進む中、企業内での移動を含め成長分野に人の移動を進めることが重要となる。

- ・円滑な労働移動の実現に向けて、産業界において広くリスキリングを実施することが見込まれる。これらの実施・運用には知見と多額の費用を要するため、継続的な支援の充実・強化を図ること。
- ・企業間・産業間の労働移動を促進するには、労働者が身に付けたスキルが、統一かつ適正に評価される必要があるため、地域や分野横断的な評価基準を策定すること。
- ・副業・兼業により都市部の大企業やグローバル企業の人材が地方で活躍する機会を創出するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理、各種保険の充実等の制度整備にも努めること。
- ・個人の多様な生き方に対応し、あらゆるライフステージの人が活躍できるよう、新卒一括採用、年功序列などを前提としない雇用システムのあり方について、経済界とも連携して、国主導により検討を進めること。

4 AIをはじめとするデジタル技術の急速な進歩・普及を踏まえた対応

(1) AIの利活用促進等

昨今、AI技術の急速な進歩と普及が進んでおり、特に生成AIについては、

新しい価値の創出などが期待されている。また、A I エージェント等を活用しながら、業務、組織、意思決定のあり方をA I 前提で組み換え、生産性を飛躍的に引き上げることを目指すA X への期待が官民間問わず高まってきている。一方で、読み込ませるデータの取扱いや機密情報の保護、生成されるデータの正確性、知的財産権の侵害などの課題が指摘されている。

今後、A I 技術は行政に限らず様々な分野で活用が広がる可能性が高いことから、A I を活用する者がA I のリスクを正しく認識し、必要となる対策を検討・実践するための基本的な考え方と行動指針を示した「A I 事業者ガイドライン」の継続的な見直しに取り組むこと。

また、行政分野においては、国と地方全体での行政事務の効率化等を図ることを目的に、地方自治体がA I を安全かつ効果的に導入するために示された「自治体におけるA I 活用・導入ガイドブック」の継続的な見直しや行政機関におけるA I の実践的な活用モデル等の共有による利活用促進など安心・安全に活用できる環境整備等を進めること。

(2) SNS・A I 等のデジタル技術を使った犯罪による青少年の被害防止

昨今、全国的に、SNSによる犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」の募集広告）を通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成A I 等を利用した実在する児童の性的画像の作成・流布などの事案が頻発し、青少年の被害も報じられている。

青少年がこれらの犯罪に巻き込まれたり被害に遭うことを未然に防ぎ、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。

(3) SNS等による偽・誤情報の流通・拡散の防止

全国的にSNS等のインターネット上において、誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発するとともに、違法・有害情報、偽・誤情報の発信と安易かつ急速な拡散、これらによる犯罪・事件の発生、選挙における有権者の行動への影響、災害時における救助活動等の妨げとなる事象の発生などが大きな社会問題となっている。

インターネット上におけるこうした情報の拡散は、物事の正確な理解や適切な判断を困難にし、ひいては社会の分断にもつながりかねないことから、その対策として不適切な情報及び悪質な発信者への迅速かつ適正な対応をSNS事業者に求めていくこと。また、国において、業界団体における行動規範の策定支援やファクトチェックの充実とともに、犯罪行為への法的な対処を行うこと。また、ネットモニタリング体制の構築などにより、誹謗中傷等による人権侵害を防止するとともに、迅速に被害者の人権救済を図るため、実効性のある人権救済制度の確立、強化に努めること。

5 デジタルデバйд対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談等ができるような体制整備や地方自治体が行う学習支援への財政措置の充実を図ること。

令和8年度から展開されるICTリテラシーに関する人材育成事業においては、

ICTリテラシーに関して教えることができる質の高い人材の確保・育成に繋げるとともに、こうした人材の活動を通じて、地域の青少年や高齢者、障がい者等の幅広い住民が多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなす力を養うことができる実効性の高い施策を構築すること。

また、身近な場所でデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進するため、初歩的な操作支援からリテラシー教育まで地域の実情に即し、幅広く対応できるよう、これまで育成してきたデジタル推進委員も有効に活用し、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細かなデジタルデバインド対策に対して、財政支援を拡充すること。

6 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方においては、光ファイバや5G等の情報通信基盤の整備が今後更に進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

また、令和7年度に創設された「デジタル活用推進事業債」については、地方団体の標準準拠システムへの移行と併せた行政運営の効率化・住民の利便性向上や地域課題解決を推進する上で重要な財源となっていることから、地方の取組状況等を踏まえて引き続き拡充を図ること。

さらに、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成も喫緊の課題であることから、専門的な知識・経験を有する人材を地方自治体で確保するため、デジタル人材育成に向けた取組に対して、技術的・財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

併せて、都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築及びデジタル人材の確保については、既に多様な取組が進められている現状を踏まえ、地域の実情に応じて活用できる柔軟かつ弾力的な財政支援を行うとともに、地方のデジタル人材の確保・育成の取組との相乗効果が高まるよう、支援の継続及び対象拡大を図ること。

7 デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、今後の児童・生徒1人1台端末の更新に当たっては、引き続き必要な補助を行うこと。

また、令和2年度に予算措置された低所得世帯等の生徒のみを対象とした高等学校等の生徒1人1台端末の整備に関する補助について、今後は全ての生徒を対象として継続的に行うこと。

8 ハード・ソフトのデジタル基盤の整備

(1) デジタルインフラの整備

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するために、次の項目について強く要望する。

- ・すべての住民が超高速インターネットにアクセスできる環境（光ファイバ網）整備が必要であるが、過疎地域の市町村においては、利用者が見込めないこと

から整備に未着手の地域も残されており、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充について取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」による財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、先んじて光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞らないよう、財政支援制度の創設・拡充を図ること。また、光ファイバ網の民間移行を希望する自治体が、民間移行に必要となる公設設備の性能高度化に係る費用負担が大きいことを理由に断念することのないよう、恒常的な財政支援制度を創設すること。

- ・携帯電話（4G）の不感地区は、事故発生時の緊急対応など命に関わる問題である。非居住エリアも含め、あまねく日本全国で利用できる通信環境の整備（住居内や生活道路を含めた住民生活目線の不感地区解消）を携帯電話事業者の協力のもと国の責任で進めること。

また、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、「2023 年度末までに全居住エリアをカバーし、全ての国民が 4G を利用可能な状態を実現にする。」とされているが、2027 年度以降も利用者の意見を聴くなど不感地区の実態把握に努め、必要な対策を講ずること。

- ・5G の基地局整備については、2030 年度に人口カバー率を 99% に引き上げるとの計画が示され、2024 年度末時点での人口カバー率が 98.4% となっているものの、都市部に比べ地方部の整備が遅れている。人口カバー率のみでは捕捉できない地域のニーズも踏まえ、地域ごとの整備率の目標を明示した上で、地方部においても、都市部に遅れることなく、国主導で整備を進めること。
- ・地上デジタル放送共聴施設について、物価高騰や高齢化等を背景として、今後は全国的に維持管理が困難となることが懸念されることから、更新を前提とした現行の支援のみならず、国がイニシアティブをとって光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスへの移行を念頭に、事業者による広域で安価なサービスが提供されるよう事業者との調整を図ること。
- ・公設で光ファイバ等の有線ブロードバンドを整備した施設への支援として、運営や機能向上のための設備投資等に対して、有線ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。また、携帯電話等の無線ブロードバンドサービスについては、維持管理費について有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行うこと。
- ・日本海側の海底ケーブルのミッシングリンクを解消するとともに、東京圏・大阪圏に集中するデータセンターや房総半島及び志摩半島並びにその周辺に集中する海底ケーブル陸陽局の中国地方を含めた地方分散等を進めること。

（２）マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、その信頼性の確保は極めて重要である。

国が定めるマイナンバー事務に係る業務システムについては、国が住民基本台帳システムとの自動連携機能を有するシステムを、共通 SaaS としてガバメントクラウド上に構築し地方自治体に提供するなど、マイナンバー情報の紐付け誤り

が発生し得ない環境整備に向け、地方自治体の意見を聞きながら検討を進めること。

また、マイナンバー制度の推進に向けて、マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

さらに、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けた取組を引き続き行うこと。なお、従来の健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行や、運転免許証との一体化が行われたところであるが、引き続きその仕組みについて国民に対して十分に理解と納得を得るとともに、今後も多くの方の電子証明書が失効することから、更新手続の周知等、必要な対応を行うこと。

併せて、カードの国民全体への普及を引き続き責任を持って強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、公金受取口座登録制度の利用登録を促すなど、行政サービスをデジタルで完結させるための基盤を確立すること。

（３）オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

現在、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」の整備が段階的に進んでおり、このうち、法人ベース・レジストリについては令和８年３月に運用が開始され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・都道府県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されている既存データのデジタル化・標準化を進めるための財政的・技術的支援を行うこと。

併せて、地方自治体によるオープンデータの公開及びその利活用を持続的に推進するため、自治体標準オープンデータセットについて、実務における利活用の実態やニーズを踏まえた対象分野・データ項目の見直しを継続的に行うとともに、作成・更新・活用までを一体的に支援する仕組みを整備し、人的リソースに制約のある自治体においても取組を継続できる環境を構築するなど、オープンデータの取組を一層後押しすること。

（４）情報システムの統一・標準化の推進

地方公共団体情報システム標準化基本方針では、基幹業務システムを利用する地方自治体が、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、国は必要な支援を積極的に行うとされている。一方で、実際の移行状況を踏まえると、多くの地方自治体において、一部機能経過措置対象システムや特定移行支援システムを保有しており、令和９年度以降においても移行作業及び移行に要する経費の発生が見込まれている。こうした状況を踏まえ、全ての地方自治体が、それぞれの実情に応じて移行作業を円滑かつ確実に完了できるよう、

国において的確な情報提供を行うとともに、地方自治体の状況に応じたきめ細かなフォローアップを引き続き行うこと。

特に、移行に要する経費については、地方自治体の責任によらない追加経費も生じていることから、引き続き地方の実情の十分な把握に努めた上で、デジタル基盤改革支援基金の積み増し等を確実に行之、国が責任をもって移行経費を全額補助金の対象とすること。

また、標準化対象事務に関する地方自治体のシステム運用経費については、標準化・ガバメントクラウド移行を契機として多くの団体で増加していることを踏まえ、いわゆる「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」を着実にを行うとともに、地方自治体・事業者に対しても対策の実施に必要な支援を行うこと。

さらに、地方自治体に新たな負担が生じることのないよう、国庫補助事業「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業」等により確実な財政支援を実施するとともに、令和9年度以降においても、継続的な支援を行うこと。加えて、運用経費を平成30年度比で3割削減する目標達成に向けては、国の責任において進めるとともに、地方自治体に過度な負担を生じさせないこと。

(5) 国費会計事務手続の統一化・簡素化及び事務負担の軽減

会計法に基づく法定受託事務として行っている国費会計事務で使用する ADAMS II (会計システム) について、示達から支出までを管理する機能を搭載するなど、事務の効率化に向けたシステムの改修・整備を行うこと。

併せて、省庁ごとに会計事務手続が異なることにより、どの省庁でも生じる繰越や決算事務においても省庁ごとに個別対応が生じ、事務処理に時間を要していることや、示達公文書の到達が支払期限の直前に集中していることから、国費会計事務手続の統一化・簡素化及び事務負担の軽減を進めること。

9 アナログ前提の規制の見直し

地域社会や住民がデジタル化で得られる利便性向上や生産性向上のメリットを最大限享受するためには、アナログ前提の規制制度について抜本的・多角的な見直しが必要である。国においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視・実地監査規制や定期検査・点検規制、書面・対面規制など7項目等について、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の公布や、それぞれ対象となる法令、告示、通知・通達等の見直しなどの具体的な取組を進め、アナログ前提の規制の見直しは、概ね完了している。

今後、住民生活と密接に関係する行政サービスを担う地方自治体においても、見直しを円滑に実施できるよう、国における見直し作業の積極的な情報提供、特に法定受託事務における具体的な見直し手法やその実現のために利用可能な技術の提示などを行うとともに、「モデル自治体」の取組を踏まえた情報提供を継続的に行うこと。

また、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修や監査・検査に必要な設備等に対して、財政支援を行うこと。

併せて、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推

進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

10 統計調査手法の抜本的見直し

統計法に定められた国の基幹統計調査の多くは、国や都道府県から任命された統計調査員（以下「調査員」という。）が調査対象に対して戸別訪問により対面で調査を行っている。しかしながら、近年、世帯に対する調査ではオートロックマンションや単身・共働き世帯の増加、個人情報保護意識の高まり等により調査に協力いただけない世帯等が増加しており、調査員の精神的負担が増加するだけでなく、協力世帯等の偏りにより、様々な政策の基礎となっている公的統計の精度低下も懸念されるところである。

また、調査への協力が得られない世帯への対応による精神的負担や調査員報酬の低さに加え、多数の調査員を必要とする国勢調査では、地域社会の高齢化によりそもそも調査員の担い手となる者が減少していることや、調査員確保に大きな役割を果たしてきた自治会の組織率の低下等などから、調査員確保は一層困難となっている。

さらに、現行の調査員主体の調査方式では、紙ベースのアナログな作業が多く、調査員や地方公共団体の事務処理の負担が大きい上に、調査関係書類の誤配布や紛失など個人情報漏洩の危険性も高くなっている。

加えて、最近の国勢調査では、調査依頼・配布は調査員主体で行うものの、回答はオンラインや郵送によるものが大部分を占め、調査員が直接回収するケースは少なくなっており、調査員調査の有効性が不明確な状況が生じている。

こうした現状を踏まえ、現行の調査員調査は将来的に立ち行かなくなる恐れがあることから、調査員調査に極力依存しない形で調査結果の精度を確保し、同時に調査員や地方公共団体の事務負担軽減、調査関係書類の誤配布・紛失等の個人情報漏洩の防止が図れるよう、マイナンバー、マイナポータルなどのデジタル技術及び住民基本台帳等の行政資料を広範に活用し、調査の依頼から回答まで完全オンライン化するなど、現行の統計調査手法の抜本的な見直しを行うこと。その際、高齢の調査対象者などがオンライン化へ円滑に対応できるよう、必要な支援と普及啓発を行うこと。

同時に、国民の協力が十分に得られるよう、統計調査の意義・重要性について、広報を強化すること。

なお、見直しに当たっては、国において市町村における調査員確保が困難となっている実態を直接調査するほか、調査員調査の有効性のエビデンスや調査員削減の数値目標の明示等も含め、国及び地方公共団体で構成するワーキンググループを設置して検討すること。

〔重点提案〕

6 中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保及び物価高を上回る持続的な賃上げの実現

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【理 由】

地方においては、これまでも地域の生活・経済を守るべく、国が打ち出す対策を補いつつ、地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施してきたが、物価高の長期化は依然として国民生活や事業者の経営に多大な影響を及ぼしている。

このような中、最低賃金の引上げを含めた持続的な賃上げは、国民生活の安定を図るために重要である。

特に、我が国における雇用の7割を占める中小企業等は、物価高に負けない賃上げを実現するための原資が十分確保されているとは言えない状況にあり、強力な支援策を早急に講ずるべきである。

また、トランプ政権下での米国による関税措置に加え、緊迫化している中東情勢は、賃上げ等を通じたデフレからの脱却を目指す日本経済に多大な影響を与えることが懸念される。

こうした現下の緊迫した状況を十分に踏まえ、国と地方が効果的な対策を切れ目なく講ずることができるよう、中東情勢等の展開によっては、年度途中における追加対策も積極的に検討することも含め、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 中小企業等の持続的な賃上げの実現に向けた支援

地方経済の成長が日本経済の成長を支えていくものであり、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行に向け、大胆かつ強力な総合経済対策を早急に実行すること。

地方の中小企業・小規模事業者は、物価高や人件費の上昇などにより、コスト負担の面において経営が圧迫されている中で、人材確保の面からなお一層の賃上げを迫られている状況となっている。そのため、適正な価格転嫁をはじめ、大企業との共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化し、違反のあった場合には厳正に対処するとともに、賃上げ促進税制の強化や国内投資の促進などの持続的な賃上げ、所得の向上につながる環境整備を一層推進するなど、政策を総動員し、すそ野の広い賃上げを実現すること。

加えて、国が最低賃金について掲げた「2020年代に全国加重平均1,500円を目指す」という短期間での高い目標の実現に向けては、中小企業・小規模事業者が、最低賃金の大幅な引き上げや、社会保険料の企業規模要件の段階的撤廃等による被用者保険の適用拡大に伴う事業主負担の増加に対応できるよう、国の責任において包括的かつ抜本的な支援策を早急に講じること。なお、支援策による効

果が十分に確認できない場合には、最低賃金引上げの目標達成時期を延期すること。

あわせて、「物流の 2024 年問題」（トラックドライバーの時間外労働の上限規制）について、法令遵守の徹底を図るとともに、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定を支援すること。

2 事業再構築、生産性の向上等に取り組む事業者への支援

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は大きく変動しており、多くの業種において、従来の経済社会を前提にしたビジネスモデルでは、事業の持続的な発展は難しい状況となっている。

新事業・新分野の展開や事業・業種・業態転換等の事業再構築に積極的に取り組む事業者を増加させるため、経営環境の変化に応じた経営戦略の見直しに対する支援機関等の支援を充実させるとともに、ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業等による事業者に対する費用負担の支援を継続すること。

また、生産性の向上に取り組む事業者への支援等、持続的な賃上げや人材確保に向けた環境整備の一層の推進を図ること。

あわせて、中小企業・小規模企業者が賃上げや社会保険料負担の原資を確保できるよう、既存の支援策に設定されている「従業員 1 人当たり給与支給総額の年平均成長率の増加目標」といった達成が困難な要件を見直すこと。

3 労働生産性の向上等を図る働き方への支援

持続的な賃上げ実現のための労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、リスクリングなどへの支援の充実を図るとともに、勤務間インターバル制度の導入等による長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を促進すること。

さらに、非正規雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止の徹底を図ること。

4 エネルギー価格等への対応

- (1) 地政学的リスクの増大や中東情勢の緊迫化に伴う海外経済の動向等により、経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中であって、燃料油価格や電力・都市ガス・LP ガス料金の負担軽減策については、今後とも国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、国として責任を持って機動的かつ全国統一的に実施すること。特に、中小企業や農林水産事業者に対しては、実情に応じた利便性の高い制度資金の創設等の支援について、万全の対策・対応を講ずること。

なお、国において電気（低圧・高圧）・都市ガス料金に限定して負担軽減策を実施する場合は、地方において実施する、特別高圧契約で受電する中小企業等やLP ガスを使用する世帯に対する支援策を国の対策と歩調を合わせて実施できるよう、地方の議会日程も考慮し、迅速かつ適切に重点支援地方交付金等の財源を措置すること。

併せて、負担軽減策だけでなく、エネルギー等の安定供給に取り組むとともに、将来にわたり効果が持続するよう、エネルギー転換の取組等に対する一層の支援を行うこと。

- (2) 国民の生活や事業者の経済活動に必要な燃料油・石油製品の供給が滞ることがないよう、あらゆる対策・対応を講ずるとともに原油の調達先を多角化するための取組を進めること。

併せて、原材料供給網（サプライチェーン）について、代替品への転換等を促進するための補助制度や税制優遇を強化し、地域の事業者が安定的に事業継続できる環境を整備すること。

- (3) 公共交通、ごみ処理、上下水道など燃料依存度の高い公共サービスの維持に対する財政措置を講ずるなど地域社会の基盤機能が損なわれないよう対策を講ずること。

5 事業者への資金繰り支援の継続・強化

物価高等の影響により不安定な資金繰りや収益の低迷が続いている事業者も多いことから、新規融資や条件変更、借換等に金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も要請を継続すること。

また、条件変更等に伴う追加保証料の補助など事業者の返済負担の一層の軽減策の検討や、物価高への対策など都道府県が独自に行う資金繰り支援により生じる負担への支援を行うこと。

6 米国による関税措置に関する対策の継続

自由貿易体制の維持に向け、米国に対し、相互関税の米国連邦最高裁判所による無効判断を受けて、現在、代替措置として適用されている関税率及び今後更に検討されている新たな措置について、これまでの日米関税合意よりも不利にならないよう強く求めること。

併せて、米国の関税措置による地方の産業・雇用に与える影響が最小限となるよう、迅速かつ丁寧な情報提供や地域の実情等を踏まえた万全の対策を実施すること。

とりわけ、自動車関連事業者をはじめ、関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対する資金繰りの支援、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化の促進、生産性向上の支援等の対策を講ずること。

特に、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないよう、監視を強化・徹底すること。

7 配合飼料価格高騰対策の実施

配合飼料価格の高止まりにより、畜産経営は厳しい状況が続いていることから、畜産農家の負担を軽減し経営の安定につながるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うとともに、緊急的な負担軽減として配合飼料価格安定制度とは別に補てん金を交付するなどの支援を行うこと。

また、交付にあたっては都道府県間での補てん金の差がないよう、国として一律に支援を行うこと。

併せて、畜産物への適正な価格転嫁のための仕組みづくりなど、安定的な経営が展開できる環境整備を推進すること。

8 持続的な水田農業に資する生産体制の構築及び適正な価格形成の仕組みづくり

米の安定供給や生産者の所得確保を図るため、需給調整については、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行い、各地域・各産地において、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、実効性のある対策を講ずること。

あわせて、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮し、実効性のある対策を講ずること。

また、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、食料供給の現場である地方の実情に配慮し、新たな担い手を含め、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、中長期的に安定した制度とするとともに、具体的な見直し内容について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うこと。

9 地方財源の確保

物価高を乗り越え、危機管理投資と成長投資を通じた「強い経済」を目指す中で、今後も国と地方が効果的な対策を切れ目なく講じていく必要がある。

このため、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性の確保・強化のために、一般財源総額を適切に確保するとともに、地方が実情に応じて物価高対策に加え、米国による関税措置の影響に関する対策や人手不足対策を継続的かつ機動的に実施できるよう、地方交付税や自由度の高い交付金など必要な財源について、積極的な措置を行うこと。

〔重点提案〕

7 大規模災害に備えた防災・減災対策等

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、警察庁)

【理 由】

西日本を中心に 200 人を超える多くの尊い人命が失われた平成 30 年 7 月豪雨災害が起きたほか、毎年のように中国地方を含む全国各地で甚大な被害が相次いでおり、治水対策、土砂災害対策をはじめとしたハード対策に加え、避難情報の伝達を含めたソフト対策など、防災・減災対策のなお一層の促進が求められている。

加えて、近年、大規模な林野火災が全国的に多発しており、資機材の充実強化や予防意識の啓発など、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

さらには、地球温暖化の影響などによる大規模災害の発生メカニズムが大きく変化していることを踏まえ、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。

また、令和 6 年能登半島地震では、道路の寸断による人命救助や物資輸送の難航、耐震性の低い家屋の倒壊、避難所における生活環境の悪化や備蓄の不足など、様々な課題が顕在化している。

このため、中国地方各県も協力し、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速な災害復旧を支援するとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

近年の度重なる豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提 案】

1 林野火災の発生予防・対応力強化及び復旧・復興に向けた支援

(1) 林野火災は、ひとたび発生すると強風等により一気に燃え広がるおそれがある。

このため、森林面積が国土の 3 分の 2 を占める我が国では、林野火災を起こさないことが極めて重要であることから、地方では火災予防に取り組んでいる。林野火災に対する予防意識の更なる醸成のため、国においても火災予防の啓発宣伝を一層強化すること。

(2) 令和 7 年 2 月から岩手県大船渡市や岡山市など全国的に多発した林野火災では、延焼が拡大し鎮火までに時間を要したことから、延焼拡大の要因・メカニズムを分析した上で、効果的な対策を検討するとともに、林野火災が拡大しないよう、森林の適正な維持管理、燃えにくい樹種の植林、防火帯の役割も果たす林道等の

整備・管理、消火活動に資する林道・森林作業道への倒木除去などに対して積極的な支援を行うこと。

- (3) 林野火災では、地形の険しさや水利の不便さなどから地上での消火活動が困難となる場合が多く、ヘリコプターによる空中消火が効果的であることから、延焼拡大阻止に向けた早期の緊急消防援助隊や自衛隊等への支援要請のため、国において都道府県とより迅速に緊密な調整等を行えるよう、情報共有・連絡体制の充実に努めること。
- (4) 水利不足が懸念される林野火災特有の状況に対応可能な消防職団員及び緊急消防援助隊用の車両・資機材並びに消防防災ヘリコプター用の資機材等の整備に対する財政支援の充実に努めること。
- (5) 林野火災発生後は、樹木が焼けて山の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まることから、発災後早期に二次災害防止対策に着手できるよう財政支援を行うこと。
- (6) 林野火災によって焼失した森林機能の早期回復には、植栽工や治山ダムなどの防災林造成をはじめとする国庫補助等による復旧・復興事業を計画的、継続的に実施しなければならないことから、事業実施に必要な予算を確保すること。

2 能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化

- (1) 能登半島地震では、大規模な斜面の崩落や地盤の隆起などにより、多くの箇所で道路が通行不能となり、孤立する地域へ陸路での対応が困難となった。また、海岸の大規模な隆起により多くの港湾施設が使用できなくなり、津波により船が座礁するなどの被害が発生し、海路での対応も限定された。
ついては、能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、被災自治体が行う救助物資・人員の受入体制の整備等に対する支援を充実・強化すること。
- (2) 国土地理院の潮位観測施設 22 箇所が令和 7 年 12 月及び令和 8 年 3 月に廃止されたことに伴い、気象庁の津波観測点が減少した（中国地方では、鳥取県及び山口県で各 1 箇所削減。鳥取県では津波観測点は 1 箇所のみとなった。）。
気象庁は、津波警報等の第 1 報に係る精度や迅速性をはじめ、津波の実況監視、津波警報等の更新・解除には影響がないと説明しているが、特に日本海側においてはもともと潮位観測施設が少なく、令和 6 年能登半島地震で見られたような潮位観測施設の機能喪失等があった場合には、津波の実況監視や津波警報等の切替・解除に支障が出ることが懸念される。
ついては、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされている津波対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、事故等が生じた場合も想定の上、潮位観測施設の機能維持・強化等、津波観測体制が安定的に確保されるよう検討すること。

- (3) 近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。
- (4) 災害関連死を防ぐため、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の在り方を見直すとともに、令和7年のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、真夏の酷暑により避難の際に体調不良者が多数発生したことから、避難所環境の改善・向上を加速化させるために、自治体への財政支援を一層拡充すること。
- (5) 災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。
- (6) 孤立が想定される集落に衛星携帯電話等の配備が進むよう、ランニングコストに係る自治体への財政支援を行うこと。
- (7) 各自治体が中長期的に財源の見通しを立てながら、避難所における生活環境の改善を計画的かつ着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な総合交付金などの財政支援の充実を図ること。

3 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化

- (1) 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や切迫する大規模地震、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念される中、地方においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組み、被害を防止・軽減する事例も確認されるなど、着実に成果を積み上げてきた。

令和7年度補正では、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算が措置されたところだが、中長期的かつ明確な見通しの下、安全・安心の確保のための対策を切れ目なく、強力かつ継続的・安定的に推進できるよう、資材価格・人件費の高騰等の状況を踏まえ、令和7年度補正予算を大きく上回る額を通常予算とは別枠で確保するなど、補正予算を前提とした予算編成と決別する方針とされた場合であっても、空白が生じないようにすること。

また、当初予算を含めた別枠での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。
- (2) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水・土砂災害対策事業予算を大幅に増額するとともに、集中豪雨による内水氾濫等にも対応した治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生するなど、わずか3年余りの間に3度の浸水被害が多くのある地区で発生した江の川下流域など中国地方の拠点となる都市域を氾濫域に抱える国管理河川における治水対策につい

ても、一層の推進を図ること。

4 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率を嵩上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額 50 億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

また、激甚災害制度については、全国各地で災害が頻発していることに鑑み、個別ごとの災害ではなく、一定期間における一連の災害についても評価し、最近の気象や災害の特徴に即した見直しを行うこと。

- (2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率の嵩上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧及び災害関連事業予算の確保を行うこと。

- (3) 災害復旧事業の実施にあたっては、同じ地域が短期間に続けて被害を受けていることから、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが必要であり、改良復旧事業の活用推進のため、条件となる被災規模や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

- (4) 中山間地域における特色ある農業生産活動が安全・安心に継続できるよう、農地災害における復旧限度額を引き上げるなど、被災農家の復旧費用負担軽減策を講ずること。

- (5) 令和 8 年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」について、期限の延長をするとともに、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」等の対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

- (6) 災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講ずること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講ずること。

- (7) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加えハザードマップ作成や遠隔監視装置導入等による避難体制の構築、ため池の診断及び監視・保

全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要となる予算の確保と支援策の充実を図ること。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

- (8) 被災地に関する誤った情報の拡散が観光地や農産物のイメージを低下させることから、風評の払拭やイメージの早期回復に向けた地元自治体の取組に対し、国としても情報発信や財政支援など必要な措置を講ずること。

5 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、実際の住民の危険回避行動につながる避難スイッチやマイ・タイムラインの普及などの取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

また、国、都道府県が発表する防災気象情報や市町村長が発令する避難情報などが、真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

さらに、「デジタル改革関連法」成立により地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを国が定めていることから、平時からの避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者ごとの避難支援等を予め定める「個別避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とするとともに、技術的支援を行うこと。

- (2) 市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、自主防災組織の結成及び活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画及び個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

さらに、新興感染症などの感染拡大時に、大規模な自然災害によって避難所への避難が必要となった場合においても、避難者が安全に過ごせるよう、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講ずること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援をより一層拡充すること。加えて避難所として市町村が確保する場合に、ホテル等への避難者の受け入れに関する考え方を明確に示すこと。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの多目的・洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

6 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 近年、全国各地で毎年のように災害が発生しており、特に中小河川において多くの箇所では越水や堤防の決壊、土砂・流木の流出による被害が発生していること

を踏まえ、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。加えて、土砂・洪水氾濫について、国と県の緊密な連携による効果的・効率的な対策を推進すること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利害者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講ずる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの再度災害防止対策を早期に完了させるとともに、今後の豪雨による土砂災害に備える事前防災を進め、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

(3) 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の積極的な推進に向けて、引き続き、関係省庁間における連携強化や支援制度の充実などを進めるとともに、多様な主体による様々な対策の実施効果を定量的に評価する手法を構築すること。併せて、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、流域治水につながる活動が一層進むよう必要な支援策を検討すること。

(4) 平成 30 年 7 月豪雨など、中国地方においても災害ハザードエリアおよびその周辺で人的被害が発生していることから、災害ハザードエリアに対する都市計画制度による土地利用規制の手法として、市街化区域から市街化調整区域への編入や地区計画等を活用した取組を推進するため、都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

併せて、これら都市計画の取組に必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。

7 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

また、令和 6 年 1 月の能登半島地震や、同年 7 月の島根県での大雨被害等を踏まえ、半島における地震災害への対応力を強化するために実施する半島海岸部から主要道路へアクセスする避難路としての県道・市道の新設・改良事業において、緊急防災・減災事業債が発行できるよう、対象事業を拡大すること。

併せて、上下水道については、能登半島地震において、大規模な断水被害や下水道の流下機能損失被害が発生し、復旧に長期間を要するなどの課題が浮き彫りになる中、今後発生が想定される南海トラフ地震などの大規模地震に備え、上下水道施設の計画的な耐震化が急務であることから、予算の確実な確保や要件緩和等を早急に図ること。

8 持続可能なまちづくりに向けた住宅・建築物の耐震化を促す支援の拡充

災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等の耐震化を加速させること。

特に、住宅の耐震化促進の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、補助限度額の拡充や予算の確実な確保等、積極的な財政支援を実施とすること。

9 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会資本の老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、今後、標準耐用年数を経過する施設が急激に増加する見込みであることや、埼玉県において管路の老朽化に起因すると思われる道路陥没事故が発生したことなどから、施設の老朽化対策が急務となっている。また、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による財政措置を確実に継続すること。

10 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとより、その他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、更なる支援を行うこと。

11 災害応急体制への支援

(1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。

(2) 災害時の応急対策に必須となる消防防災ヘリコプターの運航は自治体にとって大きな負担となるため、機体の導入や維持管理、安全運航に係る財政支援を強化すること。

また、二人操縦士体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講ずること。

(3) 災害時における支援物資の物流については、令和2年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図られるよう

財政面等での支援の拡充等を行うこと。

12 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成 30 年 7 月豪雨災害や令和 6 年能登半島地震における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

特に、南海トラフ地震及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの実効性を確保するため、国の責任において以下の措置を講ずること。

ア 即時応援道府県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、実効性のある体制を整えること。

イ 緊急消防援助隊の仕組みに準じて、国から地方公共団体に宿泊機能を有する車両を無償貸与するなど、適切な環境で被災地支援できる制度を整備すること。

ウ 平時における資機材・設備整備、研修、訓練、人材育成、被災者受入体制整備等の経費について、十分な財政措置を講ずること。

また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要となることから、全国知事会等と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- (2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域の N P O 法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

- (3) 大規模災害時における保健医療福祉対策については、被災県単独での対応には限界があることから、国・他県・全国団体等からの支援がスムーズに受けられ、支援ニーズの把握・分析等と現場への指揮・調整等が速やかかつ効率的に機能するように、最新の事例を踏まえた有効な対策等について情報提供すること。

- (4) 国を通じて被災都道府県から要請された D M A T（災害派遣医療チーム）や D P A T（災害派遣精神医療チーム）等の派遣については、求償の対象が応急的医療に限られているが、災害対策本部での活動や病院支援などの関連業務も、その実施に不可欠であるため、災害救助法に基づく求償の対象とすること。

13 防災 D X の推進による災害対応の高度化への支援

- (1) 大規模災害時など県域を越えた災害への対応にあたっては、迅速、円滑な広域

支援を実現するため、都道府県間で被害等の情報を共有する必要があり、中国地方においては複数県で防災情報システムの共同運用を行うこととしているが、既存の財政支援施策はシステム整備にかかる経費のみが対象となっているため、保守・点検費用などについても、財政支援施策を講ずること。

- (2) 大規模災害時における被災者の救助、支援においては、県、市町村だけでなく、国や自衛隊などの機関との情報共有が必要であることは、能登半島地震でも改めて認識されたところである。ついては、国や自衛隊などの機関が保有する被災者関係情報・データなどの災害情報を県や市町村にも迅速、円滑に共有される措置を講ずること。

14 被災者に対する支援制度の拡充

- (1) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率の嵩上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学や通学が困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。

- (2) 令和3年7月、8月の豪雨災害では、令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨の被災者が、3年余りで3度もの被災に至っている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

- (3) 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

また、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

- (4) 国民に対して民間保険の活用を促す観点から、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。

15 盛土等に伴う災害の防止に関する取組の推進

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法の基礎調査について、調査の実施や指定に係る地元市町村との調整など、地方自治体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、必要となる予算の措置や技術的な支援、隣接県との調整等について、国の責任において確実に行うこと。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。

- (2) 盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。
- (3) 盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。

16 大規模災害に備えた「防災庁」の創設

令和8年度中の設置に向けて準備が進められている防災庁については、大規模災害から国民の生命・財産を守るため、専任の大臣の下で、関係省庁の対策や対応を統括し、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主導できるよう有効に機能させること、あわせて災害時には、蓄積したノウハウを地方自治体に還元できるような組織体制づくりを行い、防災・減災対策と国土強靱化を強力に推進すること。

〔重点提案〕

8 地方税財源の充実確保

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省)

【理 由】

令和8年度の地方財政計画において地方交付税総額は、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円が、地方一般財源総額は、地方が住民のニーズに的確に応えつつ様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を3.7兆円上回る67.5兆円が確保された。

しかし、東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方団体間の税收の偏在や財政力格差を是正し、財政調整機能をより強化・拡充すべき状況にある。また、臨時財政対策債については、引き続き新規発行額が計上されなかったが、既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積しており、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策は講じられていない。加えて、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、地方公共団体においては、自らも更なる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、長引く物価高に対応しつつ、地域におけるすそ野の広い持続的で構造的な賃上げの促進や、地域経済の活性化に取り組むとともに、こども・子育て政策の充実強化、地域の活性化、雇用の確保、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するため、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。あわせて、「地域社会再生事業費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

また、物価や人件費の上昇が今後も続くことが見込まれる中、地方が様々な行政課題に対応し、安定した行政サービスを提供するためには、地方が必要とする一般財源総額が十分に確保・充実されることが必要である。

- (2) 令和8年度は、引き続き臨時財政対策債の新規発行額が計上されなかったが、

既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積しており、構造的な問題の解決には至っていないことから、地方交付税の法定率引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、地方の借金増大につながる臨時財政対策債に頼らず安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行の抑制に努めること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) これまで地方が進めてきた地方創生の取組が無駄にならず、地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方創生の取組や地域未来戦略を積極的に進めていくため、「地方創生推進費」や「地域未来基金費」など必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において十分な措置を行うこと。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

地方創生の取組を支援する交付金について、地方が、地方創生、地方活性化の取組を一層深化、加速させるために、地方の意見等を十分踏まえ、予算枠の拡充も含めた十分な所要額を確実に確保するとともに、財源の恒久化や地方公共団体が更に使いやすい仕組みへの改善を図ること。

加えて、当該交付金に係る地方負担については、引き続き、地方財政措置を講ずるなど、地方公共団体が着実に執行できるよう、適切な財政措置を行うこと。

- (4) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

こうした中、物価や賃金の上昇は、光熱費や施設管理委託料の増加はもとより、大幅な給与改定に伴う職員の人件費の増加や金利上昇に伴う地方債の利払い費の増加、資材価格や労務単価の上昇に伴う投資的経費の増加、業務委託料の増加など、幅広い経費の増加につながっていることから、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、行政経費の増嵩について、地方財政計画の歳出全体に的確に反映すること。

- (5) 地方においては、光ファイバや5G等の情報通信基盤の整備が今後更に進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を行うこと。

- (6) 給与関係経費の計上に当たっては、令和5年度からの定年引上げに係る制度移行について、移行期も含め、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の財政措置を講ずること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続す

るために人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講ずること。

また、会計年度任用職員の処遇改善が図られている現状を踏まえ、定年引上げ後の 60 歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇改善を図り、併せて地方財政措置を講ずること。

加えて、令和 6 年度から施行されている会計年度任用職員の勤勉手当の支給に当たっても、引き続き地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講ずること。

- (7) 教職調整額の段階的な引上げなど教員の処遇改善については、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことから、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額すること。
- (8) 高等学校の授業料無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減については、国の責任において、所要の財源の確保をはじめ、地方に負担を転嫁することがないよう財政措置を講ずること。
- (9) 令和 8 年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、地方団体の計画的な公共施設等の適正管理を推進するため、対象を拡充した上で延長すること。

2 地方税制の改革の推進

- (1) 社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、こども・子育て政策の充実強化や、デジタル変革の加速、脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心な暮らしの実現、活力ある地域社会の実現など、地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。
特に、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けては、令和 8 年度与党税制改正大綱において、法人事業税や東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税を対象とした措置を検討する方針が示されていることから、早期に具体的な議論を進めること。

- (2) 自動車税及び軽油引取税は、自動車の走行や軽油の使用において、地方が供給する様々な行政サービスを享受している応益関係に着目して課税する都道府県の基幹税であり、今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源である。

現行制度を前提とすれば、今後の電動車の増加に伴って、自動車税や軽油引取税等の燃料課税の減少にもつながること、併せてCASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなども踏まえ、自動車関係諸税及び燃料課税の見直しの議論にあたっては、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、自動車ユーザー間の公平性及び地域経済への影響にも配慮しながら、丁寧な議論

を行い、必要な方策を検討すること。

- (3) OECD 等で国際合意に至った経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの将来的な国内法化を見据え、デジタル技術を活用し国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大していく社会経済情勢に的確に対応する地方課税のあり方について、地方税収を確保する観点から、見直しを行うこと。
- (4) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成 17 年度）から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT 化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。
- (5) 法人事業税における電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による課税方式については、令和 8 年度与党税制改正大綱の検討事項において、「その課税のあり方について、引き続き検討する」とされているが、収入金額による課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 「食料品の消費税率ゼロ」を含めた消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約 4 割弱は地方分であり地方の安定的な基幹税となっていることを十分に踏まえ、より慎重かつ丁寧に議論を進めること。
なお、消費税減税を実施する場合等においては、国の責任において、確実に代替となる財源を措置すること。
- (7) 軽油引取税等の暫定税率や自動車税環境性能割の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するとともに、安定財源を確保するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において確実に財源を措置すること。

〔重点提案〕

9 全世代型社会保障制度の実現

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【理 由】

国においては、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生 100 年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討がなされ、令和 2 年 12 月に「全世代型社会保障改革の方針」が定められたところである。

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されており、持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方と方向性を共有し、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 地域医療の確保

(1) 地域医療構想の推進

2040 年を見据えた新たな地域医療構想については、令和 10 年度までに都道府県で策定することとされている。入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものとなることや、医療機関機能報告が新設されること等により、策定段階から、自治体や医療機関などの関係者の負担が膨大になるおそれがある。

国においては、関係者の負担を軽減するため、関係者の意見を丁寧に聞きながら、人的・財政的な支援措置や必要なデータの早期提供等を行うこと。

また、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。病床の削減や統廃合ありきではなく、都道府県が主体的かつ柔軟に対応できるよう配慮すること。

加えて、病床数の適正化については、これまで地域の関係者が丁寧な議論を行いながら取り組んできた経緯を踏まえるとともに、地域に必要な病床までも削減されないよう、地域の医療提供体制への影響に対して十分に配慮すること。

(2) 医師確保対策の推進

国において、医師の偏在（都市部への偏り）が依然解消されていないとの認識のもと、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージが策定され、医師確保計画の実効性の確保などに取り組むこととされているが、地方において

は、国が機械的に算出した医師偏在指標による評価で「医師多数県」とされている県であっても、医師の働き方改革の影響も懸念される中、医師の高齢化の進展や地元大学の医師派遣機能の低下（都市部への研修医の流出による入局者の減少）により、中山間地域はもとより市部においても安定的な医師の確保が喫緊の課題となっている。ついては、地方において安定的、継続的な医師確保が行われるよう、地方との協議をしっかりと行い、地方の実情を十分に認識した上で、実効性のある偏在対策・確保対策を行うとともに、以下の提案について確実に対策に反映させること。

- ・医師確保対策の推進については、医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定される。医師の働き方改革（医師の時間外労働の上限規制）の施行に伴い、地域の医療提供体制の維持・確保に支障が生じていないか把握するとともに、地方と緊密に連携しつつ必要な対策を機動的に行うこと。また、女性医師が産休・育休後、早期に職場復帰できるよう支援を強化すること。
- ・地方の医師不足は、人口の多寡のみならず地理的条件等によって状況は大きく異なり、全国一律の基準や指標に基づく取組だけで解決するものではない。単純に医師の需給推計や偏在指標により、地方での医師確保の努力や取組を毀損し、制限する政策の実行は適当でないことから、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を行うこと。
- ・特に、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨時定員枠の確保による地域枠の措置を堅持するとともに、恒久定員の増員も含めて一定水準の定員を担保すること。また、臨時定員の配分に当たっては、国が機械的に算出した医師偏在指標による評価によらず、地域の実態を十分に踏まえること。併せて、医師養成のための奨学金制度運用に必要な財源の充実などを支援すること。また、新専門医制度における専攻医募集定員のシーリングは、医師の絶対数が少ない地方への設定をしないこと。
- ・専門医資格を取得後も積極的に地域医療へ従事することを促すため、医師が地域医療に従事しようとする場合に、例えば、従来の職場に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みなど、都道府県の知事の意見を十分に尊重し、必要な財政措置を講ずるとともに、実効性のある仕組みを創設すること。
- ・現在の臨床研修募集定員の算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在することから、医師偏在を助長することのないよう地域の実情に応じた調整を行うこと。
- ・加えて、へき地における診療体制の確保について、へき地診療所で勤務する医師の高齢化、後継者不足の影響により、その確保が難しくなっている中、へき地診療所へ医師を派遣するへき地医療拠点病院の役割がますます重要になってくることから、医療施設運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）に係る所要額の確保や国の補助率の引上げなど必要な措置を講ずること。
- ・保健所において、感染対策の中核を担う公衆衛生医師の確保に向け、より一層の取組を行うこと。

（３）看護師等の医療人材の確保

看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。

特に、在宅医療や医師のタスク・シフト／シェア（他職種への業務の移管または共同化）を推進する上で不可欠な特定行為研修修了者の増加を図るためには、医療現場における研修修了者の積極的な活用と処遇改善が必要であることから、国において特定行為に係る診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施すること。

また、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加に加えて、退職者の補充が十分にできないといった理由による看護職員不足が深刻化し、病棟の一部休止等が起きている実態を踏まえ、夜勤負担の軽減等の勤務環境の改善や処遇の改善などの実効性のある対策を追加すること。

（４）地域医療介護総合確保基金等の確保

地域あるいは医療機関毎に異なる課題があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、国において地域医療介護総合確保基金の十分な予算を確保するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。また、医療提供体制推進事業費補助金や医療施設運営費等補助金についても、地域において良質な医療を提供するために必要不可欠であることから、事業執行に支障を生ずることなく安定的な実施ができるよう十分な予算を確保すること。

なお、医師の働き方改革や、新たな地域医療構想の推進など、国主導で行う取組については、都道府県の財政状況等によって事業量に地域差が生じることがないように、都道府県負担のない事業区分を創設し、全額国庫負担により実施できるようにすること。

（５）効果的・効率的な医療提供体制の構築

医師の働き方改革への対応や、新興感染症や災害発生時の診療体制維持等の観点から、ＩＴやＩＣＴを活用した効果的・効率的な医療提供体制を構築する必要があるため、電子カルテ情報共有サービスや電子処方箋、遠隔診療、オンライン診療・服薬指導などに必要なシステム導入やタブレット等の機器整備への補助制度の拡充・新設などの財政支援を行うこと。

（６）かかりつけ医機能報告制度の円滑な実施

かかりつけ医機能報告制度については、ガイドラインにおいて、医療機関への報告依頼や内容の確認、重層的な協議の場の設置及び運用、住民・患者への周知啓発など、様々な業務を県が担うこととされている。県に過度な負担がかからないよう、ガイドラインの内容を見直すとともに、業務を円滑に進めるために必要となる経費について、十分な財政支援を講ずること。

２ 持続可能な社会保障制度の確立

（１）社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。

（２）国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保

険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講ずること。

国民健康保険制度の取組強化として、「保険料水準統一加速化プラン」を基に法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた取組が進んでいるが、被保険者の負担が過大とならないよう更なる財政支援を講ずること。

さらに、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩にも耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講ずること。また、障害者やひとり親家庭への医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

令和8年度からの子ども・子育て支援金制度については、国民の十分な理解が得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うとともに、具体的な実施方法等については、地方の意見を適切に反映させること。

- (3) 高額療養費制度は、国民の命と暮らしを守る重要なセーフティーネットとして位置づけられていることから、長期療養者や低所得者の経済的負担のあり方に十分配慮し、制度としての役割や持続可能性等について丁寧かつ幅広い議論を行うこと。

3 健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応

(1) 健康増進の推進

健康増進の推進として、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。

生活習慣病の早期発見及び重症化予防のため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び血清クレアチニン検査を必須の健診項目にすること。

保育所や幼稚園、学校等における集団フッ化物洗口について、児童、生徒やその保護者等が十分な理解の上で、フッ化物洗口に取り組めるよう、う蝕予防効果や安全性等に関する情報発信を強化すること。

(2) 疾病予防対策の推進

疾病予防対策について、ワクチンが安定供給されるよう必要な措置を講じ、ワクチン接種の判断材料となる有効性と安全性に関する情報提供を引き続き行うとともに、近年増加している市町村の財政負担を考慮し、予防接種の推進に関して地域差が生じないように、市町村への確実な財政支援を講ずること。

特に、新型コロナワクチンの定期接種は、インフルエンザワクチンの定期接種と同程度の自己負担で接種を受けられる環境を確保するため、市町村への財政支援を行うこと。

また、ワクチン接種により予防できる病気にかからないようにするため、おたふくかぜを予防接種法に基づく定期接種の対象疾病とすることに加え、HP

Vワクチンについて、男性に対する定期接種の検討を引き続き進め、結論を出すとともに、2回接種の期間を拡大し、接種率の向上を図るため、定期接種の対象年齢を、ワクチンの製造販売承認の対象年齢に合わせ、9歳に引き下げること。

加えて、健康被害救済制度について、審査手続の迅速化及び見舞金の給付など幅広い方策を検討すること。

（３）がん予防・早期発見の推進

がん予防・早期発見の推進として、がん検診の効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

（４）介護人材の確保

介護人材の確保のため、介護施設で働く常勤介護職員の平均給与が依然として全産業の平均給与に届いていない状況も踏まえ、更なる処遇改善を進めるとともに、介護職員の業務負担の軽減や生産性向上のための介護ロボットやICT機器の普及に向けて介護事業者への支援を更に強化すること。

また、これまでの取組に加え、今回の報酬改定による処遇改善の効果を検証し、介護に携わる職員全体の処遇底上げにつなげること。

さらに、共生社会を支える障害福祉人材についても、介護人材と同様に処遇改善や業務軽減等を進めること。

（５）介護事業所の経営安定化

人口減少地域の介護老人保健施設等では、老朽化や入所率低下、人材不足等の問題を抱え施設継続が困難になってきており、障がい者や単身高齢者の住まい等へのニーズを充足するためにも、年齢や障がいの有無に関わらず人々が安心して暮らすことができる居住環境の構築に向けた既存施設の用途転換等の有効活用を図るため、補助金等の規制弾力化や国による財源措置も含めて支援策を講ずること。

（６）障害福祉サービスの充実

主として知的障害児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設における職員の配置基準について、実態とは大きな乖離があるため、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算を創設すること。また、令和6年度報酬改定において、福祉型障害児入所施設の基本報酬について、利用定員規模別の算定構造に見直しがなされたが、未だ障害者と比べ著しく低い設定となっていることから、改善を行うこと。

（７）住宅確保要配慮者支援対策の充実

国は、高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に安心して居住できる環境を整備するため、令和6年6月に住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）を改正し、地方

公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等からなる会議体である居住支援協議会について、市町村での設置を努力義務化するなどしたが、協議会を設立し地域の实情に応じて取り組む地方公共団体に対し、十分な財政支援措置を講ずること。

4 物価高等への対応

(1) 医療機関や福祉施設等における物価動向を踏まえた施策の展開

光熱費や食糧費に加えて、診療材料費等においても値上げの動きが続く中、医療機関、薬局、介護サービス事業所・施設等、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所、保育施設、児童福祉施設、救護施設等において、施設の運営に対する影響が継続している。

これまで、物価や人件費の上昇の影響により深刻な経営難に陥っている医療機関等への対応については、主に、経済対策のための補正予算が活用されてきたが、令和8年度診療報酬改定において、物価対応料の新設やベースアップ評価料の見直しなど、物価高及び賃金上昇に対し一定の対応がなされることとなり、介護報酬・障害福祉サービス等報酬についても臨時改定が行われることとなった。

今後も、物価高及び賃金上昇などの状況を踏まえ、経営に必要な経費は診療報酬や介護報酬・障害福祉サービス等報酬などで賄うことを基本とし、医療機関等の経営安定化につながるような公定価格を設定するなど、国において必要な対応を行うこと。

特に自治体病院においては、人事院勧告等を踏まえた人件費の増加が診療報酬改定で想定された水準を大きく上回っており、物価高の影響もある中、自治体病院が担ってきた救急医療、高度医療等の政策医療や中山間地域等における不採算医療の維持が困難な状況になっていることから、地方交付税や診療報酬に特段の配慮を行うなど、財政支援の拡充を行うこと。

(2) 生活困窮者への支援

物価高などの影響により、生活困窮者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、雇用維持・確保対策、時宜を得た給付の実施など、国の責任において、実情に十分配慮した手厚い支援策を効率的かつ効果的に継続して講ずること。

5 中東情勢を踏まえた医療機器等の安定供給

中東情勢により、医薬品、医療機器及び医療物資等（以下「医療機器等」という。）の安定的・長期的な供給に懸念が生じている。医療機器等の流通に混乱が生じれば、患者に必要な医療資源が届けられず、医療提供が停滞する恐れがある。

このため、医療機器等の安定供給に関し積極的に情報収集を行い、医療提供が停滞する懸念がある場合には、目詰まりの解消を着実に行うとともに、備蓄の放出や代替調達など、必要に応じ迅速に行うこと。

6 新興感染症等に備えた対応力の強化

(1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の地方の意見を踏まえた運用

令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画の運用に

当たっては、地方の意見を踏まえ、地域の実情に応じた幅広い対策を行うことができるよう、以下の事項について配慮すること。

- ・ 地方自治体等が行う対策については、実施主体が安心して取り組むことができるよう、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく財政措置のみならず、新型コロナウイルス感染症対策で行われた各種支援制度についても、基本は国費（補助金等）で対応することを想定し、地方自治体等の負担にならないよう確実な財政支援を行うこと。
また、平時において、都道府県が備蓄を行う個人防護具等の感染症対策物資、検査用試薬等の検査物資について、購入・保管・廃棄等必要となる経費が都道府県の過度な負担にならないよう財政支援を行うこと。
- ・ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置については、新型コロナウイルス感染症の対応において、緊急性があるにも関わらず、手続きに時間を要して実施が遅れるという課題があったため、運用面を改善して迅速な対応を可能とすること。
- ・ 感染症専門医等の医療人材を育成するとともに、都道府県が行う医療人材の育成・確保に関する取組に対して財政支援を行うなど、平時から人材派遣等のすそ野を広げる仕組みを導入すること。

（２）地域の実情を踏まえた医療提供体制の構築

今後の新興感染症等の発生時において地域の感染症医療を担う公立・公的病院や医療措置協定締結医療機関が、患者に十分対応できるよう、診療報酬の上乗せや補助金の充実を図ること。

また、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携については、地域医療資源の有効活用、将来に向けた持続可能な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムとの連携の観点や客観的な現状分析と推計データに基づき、地域の実情を踏まえた議論を行う必要があることから、診療実績等のデータを都道府県に提供すること。

さらに、感染症医療を担う医療機関のほか、災害拠点病院や災害派遣医療チームを設置している医療機関においては、平時からの人的・財政的負担（人材確保、施設・設備整備）が大きい上、対応時の人的・物的補償も不十分であることから、国において負担すること。

（３）保健所機能の強化

保健所が感染拡大防止対策の根幹である迅速な積極的疫学調査の徹底を図り、健康観察・入院調整といった機能を適切に維持・発揮できるよう、必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置、人材育成・訓練の実施に対する技術的支援など、機能強化に向けた支援を行うこと。

（４）検査体制の強化

新たな感染症危機に備え、国においては、保健所、地方衛生研究所、医療機関及び民間検査機関の検査能力が維持されるよう、研修や実践的な訓練の実施等に対する支援を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症対応で整備した設備・機器について、維持管理・更新にかかる費用が都道府県の過度な負担にならないよう財政支援を行うこと。

都道府県等にゲノムサーベイランスの実施を求める場合には、人件費や機器等、必要な経費を全額国庫負担とすること。また、国が示す必要検査数が都道府県の過度な負担とならないよう、各自治体の実情に応じて柔軟な対応を認めること。

また、医療機関が実施する検査について、内部精度管理及び外部精度管理が適切に実施されるよう、国において必要な支援を行うこと。

(5) 適切な水際対策

地方空港、港湾などにおける検疫体制については、平時の体制を整備・強化するとともに、都道府県が協力する場合の根拠を明確にすること。また、海外における新興感染症等の発生状況などに応じて迅速に検疫体制を強化するなど、柔軟かつ適切に対応すること。特に、国外発生初期においては、幅広い国や地域からの入国者に対して、検査や健康観察を入念に行うなどし、国内への流入をしっかりと防ぐ体制を整備すること。

入国制限の実施又は緩和に当たっては、地方が把握している国外を起因とする感染情報等も踏まえて判断すべきであり、事前に地方側と協議する仕組みを導入すること。

法に基づく隔離・停留による入院体制の整備について、国が責任もって対応し、都道府県に協力を求める場合は、十分に意見を聞くこと。

国外発生初期において、国が入手した現地の最新情報を地方自治体にも随時情報共有できる体制を整備すること。

今般のハンタウイルス感染症については、社会全体で過剰ではなく適切な対応となるよう、疫学的・科学的知見に基づく情報提供を行うとともに、水際の管理など万全を期すこと。

〔重点提案〕

10 カーボンニュートラルの実現

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

令和2年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」や令和3年4月の気候変動サミットにおける「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」の表明以降、グリーン成長戦略やエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップ、「GX実現に向けた基本方針」、「GX推進戦略」等の重要戦略が相次いで制定された。

また、令和7年2月には、「GX2040ビジョン」の策定や、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」の改定を閣議決定するなど、エネルギー安定供給確保と経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXを加速させる方針を示されたところである。

民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

【提 案】

1 地域の特性を生かした脱炭素化の取組の推進

(1) 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新をはじめ、水素やアンモニアなど次世代燃料の輸入ルートの開発や、エネルギー安全保障の観点から国内生産拠点、地方における受入基地の整備など、サプライチェーンの構築等に国として率先して取り組むとともに、必要な財政支援や法規制の見直し等により、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

(2) 「2050年カーボンニュートラル」を実現していくためには、各地域の特色ある取組が重要であり、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エネルギー

の普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組について、財政措置などの支援策を講ずること。

- (3) 今後再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図る上では、建築物の屋根や壁面等の新たな適地の開拓が必要であるため、ペロブスカイト等の次世代型太陽電池など、技術的なイノベーションを加速するとともに、初期需要創出に向けた取組を促進すること。

2 地域産業における脱炭素化の取組の推進

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学公金連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講ずること。
- (2) 脱炭素社会に対応した産業構造への転換において、地域中小企業の技術力向上と市場参入機会の創出につながるよう、これらが主体となっていく実証研究等を、グリーンイノベーション基金等に地方創生枠を創設し支援すること。
- (3) カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や経済成長及び温室効果ガス排出削減に資するものとなるよう、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- (4) カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等まで、地域中小企業が脱炭素化に取り組むにあたって過度な負担が生じることがないように継続的な支援を行うこと。
- (5) EVの普及に向けて、充電設備の空白地域や高速道路等における充電インフラ整備への支援策を講ずるとともに、自動車や船舶などの運輸部門のカーボンニュートラルに貢献する、e-fuel等の合成燃料やバイオ燃料の製造技術の確立、普及に対する支援を行うこと。
- (6) 自動車及び船舶をはじめとする輸出産業が不利益を被らないように、諸外国の動向も踏まえたCO₂排出量の可視化（ライフサイクルアセスメント）の統一的なルールや規格を策定し、地域産業への普及を推進すること。
- (7) カーボンニュートラルの切り札となる水素を活用するために、地域の特性に合わせた再生可能エネルギーやバイオマス、廃棄物資源等の資源を活用した水素の製造、その利活用のための貯蔵・運搬等のインフラ整備を進め、自立・分散型エネルギーシステムの構築に繋がる支援制度を充実させること。また、水素ステーション運営費補助制度の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など整備補助金の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。さらに、燃料電池商用車の導入促進を図る重点地域を追加して選定する際

には、これまでの自治体の取組等選定要件である「地方公共団体基準」を重視した柔軟な運用を図るとともに、選定された地域以外の自治体へも従来どおりの支援策を維持すること。

- (8) 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、脱炭素電源の拡大等が必要とされており、電力需要の増加が見込まれる中、発電事業者が火力発電への脱炭素燃料の混焼等による排出削減や再生可能エネルギーの供給量を拡大できるよう支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの拡大に際し必要となる、バックアップ電源の確保などによる事業者の負担を軽減する支援を行うこと。さらに、再生可能エネルギー資源の地域的偏在を踏まえ、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を促進すること。
- (9) カーボンニュートラルの実現に向け、地域共生型の再生可能エネルギーの一層の普及を図るために創設された地域脱炭素化促進事業の認定制度の活用を促進するため、手続き簡素化の対象拡大や補助金上の優遇等、市町村や事業者にとってより有効で強力なインセンティブを設定すること。
- (10) Z E Bに対する支援においては、公募期間を十分に確保し、複数年度にわたる工事についても柔軟に活用できる制度とすること。
- (11) 自動車関連産業が国際競争力を維持・強化できるよう、電動化やライフサイクル全体での低炭素化（再生材利用義務化を含む。）、関税措置などの諸課題に対応するための経済・技術支援等を行うこと。

3 暮らし等における脱炭素化の取組の推進

- (1) 新築住宅に対するZ E H基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電の更なる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩することに配慮したきめ細かな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とすること。
- (2) 我が国のCO₂吸収量の約9割を占める森林吸収量を中長期的に維持・強化するとともに、木材利用による炭素の長期貯蔵や化石燃料代替等によるCO₂排出削減を図るため、主伐・再造林の推進、無花粉・少花粉と特定母樹の性質を併せ持つ品種の早期開発・普及、建築物の木造化・木質化、間伐材や未利用材の搬出等について継続的な支援を図ること。また、建築物の木造化・木質化が人にもたらす好影響について、調査研究に係る取組の更なる推進を図ること。

4 地方自治体における脱炭素化の取組の推進

- (1) 2040年度時点の温室効果ガス排出量を2013年度比で73%削減するという政府目標の実現に向けて、第7次エネルギー基本計画で示された再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するとともに、更なる供給力の強化を図るため、地方自治体が機動的に運用できる十分な財源を確保すること。

- (2) 「脱炭素ドミノ」の早期実現に向け、新規採択を停止した地域脱炭素推進交付金の現行事業に代わる新たな実効性のある施策を速やかに示すとともに、既に採択されている自治体が柔軟に活用できる必要かつ十分な規模の交付金を継続して措置すること。その際、先行地域等の事例を踏まえた地域脱炭素事業の検討や実施に対しても十分な財政支援を行うこと。
- (3) 温室効果ガスの排出量については、排出量カルテにより都道府県・市区町村別の数値が示されているが、最新年度の公表に3年程度を要することから、温暖化対策の進捗状況を地方自治体・事業者が共有し、取組の促進につながるよう、推計による速報値などで速やかに排出状況を公表すること。また、再エネの導入については、今後、卒FITや非FITの増加が見込まれる中、再エネ全体の導入容量を把握する手段がないため、地方自治体別の再エネ全体の導入容量を把握し公表する仕組みを整備すること。

5 国民理解の醸成

カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

〔重点提案〕

11 米軍機の飛行訓練への対策

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理 由】

米海兵隊岩国航空基地を抱える中国地方においては、深夜、早朝など住民生活への影響が大きい時間帯や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空で、米軍機の飛行が行われるなど、依然として事態の改善が図られておらず、地元住民に多大な不安を与えている。

平成 30 年 3 月の米空母艦載機の岩国移駐完了後も、艦載機の運用は基地周辺の広範囲にわたり、住民生活に大きな影響を及ぼしており、今後更に、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

こうした中、国（防衛局）において、今後も引き続き、地元の要望に応じた騒音測定器の設置を進めるとともに、得られた客観的な騒音データの分析を基に具体的な騒音被害対策につなげる必要がある。

また、平成 30 年には、岩国基地配備の米軍機の墜落事故が連続して発生し、併せて重大事故につながりかねない悪質な規律違反の横行している実態などが明らかになったほか、令和 5 年 11 月には、岩国基地を離陸したオスプレイの墜落事故が発生し、部品の不具合に加えて、搭乗員が緊急時取るべき手順が遵守されなかったことが事故原因として指摘されている。引き続き徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講ずるとともに、住民の安全・安心の観点から地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

さらに、米空母艦載機の離着陸訓練（FCLP）については、岩国基地で実施しないよう繰り返し要請してきたにもかかわらず、昨年 9 月に実施され、日常的に航空機騒音に悩まされている基地周辺住民に、なお一層の負担を強いることとなった。

ついては、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講ずることを強く要望する。

【提 案】

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 日米合同委員会合意を遵守すること。特に、住民が生活する地域での低空飛行訓練や深夜、早朝の飛行訓練、陸地上空での空中給油訓練など、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講ずること。
- (2) 米空母艦載機の離着陸訓練（FCLP）を今後二度と岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。

- (3) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器等の監視装置の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。また、国が設置する騒音測定器等の測定結果を速やかに提供すること。
- (4) 実態把握を速やかに行うため、自治体はやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財政措置を講ずること。また、自治体を設置する騒音測定器等の測定結果を国においても活用すること。
- (5) 調査によって客観的に得られたデータ、住民からの苦情や自治体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。
- (6) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重していくために、国は、地元自治体との十分な意見交換を行うこと。
- (7) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、国において、騒音被害の解消に向け、公共施設等の防音工事などの対策を実施するとともに、米軍機の訓練空域等を有する自治体を対象とした、財政措置を速やかに講ずること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

オスプレイについても、移動の際には、可能な限り水上を飛行するという日米合同委員会の合意を遵守すること。また、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

〔重点提案〕

12 国民の政治参加の促進と公明かつ適正な選挙の実現

(総務省)

【理 由】

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会であるが、近年においては、全国的に投票率が低下傾向にあり、令和5年の統一地方選挙では、知事選挙 46.78%、県議会議員選挙 41.85%と、いずれも過去最低を記録する結果となっている。中国5県においても、投票率は、依然として低い水準に留まっており、投票率低下の傾向は、国政選挙・地方選挙を問わず、同様の状況である。

また、改選定数に占める無投票当選者数の割合についても、令和5年の統一地方選挙においては、都道府県議会議員選挙 25.0%、町村議会議員選挙 30.8%と増加傾向にあり、地方議員のなり手不足も深刻化している。

各自治体では、選挙時の各種啓発活動や、期日前投票所の増設、投票所への移動支援などの利便性・投票環境の向上を図り、また、常時啓発として選挙出前授業等の主権者教育に鋭意取り組んでいるが、投票率の向上への効果は明確には見られていない。加えて、投票立会人の確保に苦勞している市町村もあり、投票所数の減少につながる一因となっている。

さらに、近年の選挙では、候補者の選挙運動を妨害する行為や、当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援する、いわゆる「2馬力選挙」、ポスター掲示場に候補者と無関係なポスターが掲示されるなど、民主主義の信認を脅かす事態が発生したほか、AIなどのデジタル技術の進展により、フェイク情報の拡散など、個々人が責任をもって主体的に判断し、選挙を通じて政治の方向性を決定する「人間主導の民主主義」が危機にさらされている。

このため、国民の政治参加を促進するための投票環境を整備するとともに、選挙を通じて政治に国民の意見を適切に反映し、民主主義にとって危機的な状況を回避するため、次の事項について要望する。

【提 案】

1 国民の政治参画促進に向けた取組

全ての国民が安心して大切な一票を投じることのできるよう、国における「投票環境向上」や「郵便等投票の対象者拡大の検討」、「インターネット投票の検討」等の対策を更に加速させること。

また、地域によっては投票立会人の確保が困難となっていることが投票所減少の一因となっていることを踏まえ、投票立会人の配置要件を緩和し、市町村が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を構築することやオンラインでの投票立会を推進することなど、民主主義の根幹をなす選挙制度の見直しを更に進めること。

併せて、なり手不足解消のための「多様な人材が立候補しやすい環境の整備」や「自治会の加入率低下の対策を含めたシティズンシップ教育（市民の社会参画・政

治参加のための教育)の推進」等を行い、国民の政治参加促進のため、制度改革も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。

さらに、4年に一度実施される統一地方選挙については、議会の解散や首長の辞職などの理由により任期がずれることで統一率が下がっていることが、選挙への関心の低下、低投票率の一因となっているとの指摘もあることから、地方選挙の再統一や特定の時期にまとめて実施することなどの検討を行うこと。

加えて、若者の声をより国政等に反映できるよう、若者の意見をより丁寧に聴取できる機会や手法を構築すること。また、被選挙権年齢の引下げも含めた若者の政治参加促進に係る議論を加速すること。

2 自治体の取組に対する支援・援助

市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進するとともに、そうした国民の政治参加に向けた各自治体の取組等について、財政措置も含め支援・援助を行うこと。

3 公明かつ適正な選挙の実現

昨年5月に施行された公職選挙法の改正法において、選挙に関するインターネット等の利用、公職の候補者間の公平の確保等に対応するための施策の在り方について引き続き検討することとされたが、2月の衆議院議員選挙などにおいても、真偽不明の情報やフェイク情報が拡散し、SNS上での誹謗中傷や民主的な議論を阻害する行為が激化するなど社会の分断につながりかねない状況が続いているため、SNS上での誹謗中傷などに対する罰則の明記、プラットフォーム事業者の責任の明確化や選挙時のSNS広告収入停止等の措置も含めたインターネットの不適正な利用や情報拡散への対策など、現在の状況に合わせた見直しが急務である。公職選挙法の更なる改正も含めて国会で議論するとともに、法令の解釈・運用の明確化を図るなど、国として適切に対応すること。

また、AIなどのデジタル技術によるフェイク情報の拡散などを防ぎ、人間主導の民主主義を担保するためのルールづくりや政治的影響を与えようとする外国勢力による選挙介入を防ぐための対策を国として推進すること。

〔重点提案〕

13 参議院議員選挙における合区の解消

(総務省、衆議院、参議院)

【理 由】

参議院は、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成 28 年 7 月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うほか、全国知事会では、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長への要請活動を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成 30 年 7 月 18 日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置として特定枠制度が導入されたが、特定枠で選出された合区対象県の議員が辞職し、合区地域とは無関係な人が繰上げ当選するという事態も生じている。

令和元年 7 月に実施された 2 度目の合区選挙では、徳島県において全国最低の投票率 38.59%を記録したほか、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の 3 県においても、過去最低の投票率を更新する結果となった。

さらに、令和 7 年 7 月 20 日に実施された 4 度目の合区選挙では、鳥取県と島根県の投票率は前回を上回ってはいるものの、合区制度の導入前と比べると低い水準であり、また、徳島・高知選挙区においては徳島県の投票率が 3 回連続で全国最低を記録するなど、合区を起因とした弊害が常態化している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は、特定枠制度の導入をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域の更なる拡大を絶対に許してはならない。

【提 案】

次の参議院選挙までに、憲法改正等の抜本的な対応により必ず合区を解消し、各都道府県から少なくとも 1 人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映される制度とするよう、強く要求する。

〔一般提案〕

1 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【理 由】

中国地域の景気は、生産活動が持ち直している中で雇用情勢が改善していること等を背景に回復の動きが見られるものの、ロシアによるウクライナ侵攻やトランプ政権下での米国による新たな関税措置、中東情勢の緊迫化などの国際環境の激変がもたらしている諸物価高騰や為替の不安定化、サプライチェーンの混乱による景気押し下げリスクの存在により、先行きについては、依然として不透明である。

このため、経営基盤の弱い中小企業や求職者・非正規労働者等に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となって経済の好循環実現に向けて取り組むことが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 エネルギー・原材料高騰により影響を受ける中小企業等への支援強化

世界情勢の不安定化、急激な円安の進行によるエネルギー・資材価格の高騰等が中小企業等の経営を圧迫していることから、効果的な価格高騰抑制の措置を情勢に応じ柔軟に継続していくこと。

併せて、地域経済を支える中小企業等を支援するため、賃上げや原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁に関する下請事業者への配慮、資金繰り対策、省エネ投資促進などに向け、必要な予算措置を含め支援強化を図ること。

2 地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながる成長戦略の推進

地域未来戦略を力強く展開するに当たっては、各地方公共団体の実情を踏まえ、地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながるよう、交付金の柔軟な運用と地方交付税措置等による安定的な予算の確保・拡充とともに、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ることに配慮すること。

3 経済環境の変化等を念頭に置いた切れ目のない経済・雇用対策の実施

コロナ後における社会経済構造の変化を踏まえ、今後も継続的な経済・雇用対策を行うとともに、国内企業の国際競争力強化や製造拠点の国内回帰に係る支援など国内産業の空洞化を防止・是正するための対策並びに地方移転及び地方拠点強化を促進するための施策について、地方の状況を踏まえ、さらなる充実強化を図ること。

4 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、各種の交付金等について権限と財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うなどして、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

5 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を更に促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

6 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

事業承継は、代表者の高齢化などによりまったなしの課題であることから、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成など一層充実させること。また、相続税・贈与税の納税猶予制度の活用を促すために制度の普及啓発を図るとともに、事業者及び都道府県における事務手続の負担軽減に努めること。

7 若年労働者雇用対策の拡充

若者の地方からの流出への歯止めと、地方での就職・定着につながるよう、情報発信や魅力ある地方の雇用の場の創出に対し支援すること。加えて、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対する、職業能力開発の強化、セミナー・就職面接会の開催など、正社員として地方に就職するための支援を一層強化すること。

また、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

さらに、増加するニート、ひきこもりなどの無業状態にある若者の自立、就業を支援するため、地域若者サポートステーション事業の拡充強化を図ること。

8 雇用のミスマッチ解消

介護・障害福祉・保育分野、観光分野、情報通信分野、建設業分野及び農林水産業分野などをはじめとする幅広い分野で、人手不足が深刻化しており、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

- (1) 介護・障害福祉分野においては、介護・障害福祉職の認知度向上・イメージアップ、処遇改善、介護・障害福祉現場の生産性向上、カスハラ対策など、安定的に質の高い人材の確保・育成、負担軽減、職場定着等につながる施策を引き続き講ずること。
- (2) 観光分野においては、観光需要の回復に伴い人手不足が顕在化していることから、生産性向上、人材確保・育成のための支援充実を図ること。

- (3) その他の分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の確保・育成につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

9 高年齢者及び障害者の就労対策の拡充・強化

厳しい雇用情勢にある高年齢者及び障害者の働く意欲に応えるため、短時間勤務やICT等の活用など、個人の能力と適性に合わせた多様な形態による雇用・就業機会の確保・拡大に向けた支援策の充実強化を図ること。また、障害者の一般就労後の職場定着に対しても一層の支援充実を図ること。

10 工業用水道施設の整備

(1) 工業用水道の補助制度の拡充等

耐震化対策等を迅速かつ確実に実施し、産業立地の加速化等を促進するため、工業用水道施設の強靱化（耐震化対策・浸水対策・停電対策）に対する国の確実な予算措置や複数年度にわたる補助事業採択、漏水対策に係る国庫補助採択要件の拡充を図ること。

(2) 工業用水道料金制度の改善

工業用水道料金について、企業活動を支えるための産業施策として、地方公共団体が行う高額な料金の低廉化や平準化への支援など、地域の実情に応じた料金設定が可能となるよう、地方財政措置制度の創設を図ること。

11 地方版ハローワーク

雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方自治体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、諸施策と一体となって行う地方版ハローワークを支援すること。

また、地方版ハローワークの実効性を担保するため、求職者情報の提供範囲の拡大など国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めるとともに、安定的な財政支援制度を構築すること。

12 インボイス制度の中小事業者への周知・支援

令和5年10月から導入されたインボイス制度は全業種が対象であり、特にこれまで免税事業者であった中小事業者には影響が大きいと、十分な周知と必要な支援を引き続き講ずること。

13 特定技能制度及び育成就労制度の円滑な運用

特定技能制度については、産業需要等を踏まえて受入れ見込数や対象業務が見直されるとともに、育成就労制度の創設等についての法改正が行われたところであるが、地域の実情等を鑑みた柔軟な制度運用、受入要件・手続の簡素化、外国人材の大都市等への集中防止など、国の責任において実効性のある対策を実施すること。

また、中小企業・小規模事業者において、外国人材が十分に能力を発揮できる環境を整備するための支援や、地方公共団体の取組に対する財政措置（初期費用、運用、維持経費含む）を講ずるとともに、外国人材の受入実態など、国や関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。

14 「物流の2024年問題」への適切な対応

「物流の2024年問題」（トラックドライバーの時間外労働の上限規制）に適切に対応するため、国の責任において、トラックドライバー不足や適正な価格転嫁が難しい状況を鑑み、国民の暮らしや産業を支える基本的なインフラである物流の持続的な確保に向けて、荷待ち、荷役時間の削減、積載効率の向上などの物流効率化や多重下請構造の是正、適正原価を確保した運賃の収受など、物流業界を取り巻く諸問題の解決に向けた施策を引き続き講ずること。

〔一般提案〕

2 地域農林水産業の振興

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、農林水産省)

【理 由】

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、近年の大規模災害や家畜疾病等の被害、さらにはエネルギー・資材価格等の高騰による影響、カキのへい死被害など、厳しい課題に直面している。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農山漁村の有する公益的な多面的機能に対する期待が高まっており、これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、農林水産業の体質強化を図り、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

こうした中、国は平成 25 年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとした。

また、市町村が策定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の実現に向け、地域での継続的な協議や各種支援策の活用提案、地域内外の担い手の確保・育成等に関係機関が一体となって取り組んでいる。

さらに、令和 6 年 5 月に改正した「食料・農業・農村基本法」では、食料安全保障の確保を法律の基本理念に新たに位置付け、国内生産の拡大を基本としつつ、輸入相手国の多様化や備蓄による食料の安定供給を目指すとともに、輸出の促進による食料供給能力の維持や環境と調和の取れた食料システムの確立、先進的な農業技術による生産性向上、合理的な費用を考慮した価格転嫁への後押し、地域社会の維持に向けた農村振興を図ることとしている。

これら施策の推進にあたっては、地域の意見や実情を反映した、きめ細かな支援ができる仕組みとしていくことが望まれることから、次の内容について提案する。

【提 案】

1 「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等の条件不利地域が多い中国地方において、農林水産業が将来にわたって持続的に発展していくことができるように、「攻めの農林水産業」の実現に向けて、国の責任において、次世代を担う経営感覚に優れた経営体の育成や、地域の実情に応じた産地形成、農林水産物のブランド化、地方による輸出促進への取組や輸出拡大に向けた安全・安心な農林水産物の生産体制構築への支援、スマート農林水産業や 6 次産業化・農商工連携の推進などの総合的な施策展開が可能となる、き

め細かで柔軟な対策を講ずるとともに、独自の農林水産施策に取り組めるよう包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 みどりの食料システム戦略の推進

2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大するなど、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向けては、環境負荷低減への取組など、地域の実情を踏まえて各県で作成している基本計画の実現のため、十分な予算確保を図ること。また、流通・加工事業者や消費者も含めた国民全体の理解の促進を図ること。

3 農業農村整備事業の推進

- （1）国の令和8年度農業農村整備関係当初予算は、令和7年度当初予算比で100.9%の額が措置されているものの、平成21年度当初予算額に対して、78%までしか復元されていない。一方、地域農業の持続的発展を図るためには、農地の大区画化や水田汎用化等を推進し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約の加速化や高収益作物の導入による農業経営の複合化など、競争力強化に向けた取組を計画的に進める必要がある。

また、近年多発している集中豪雨や将来発生が懸念されている大規模地震等による被害の未然防止や軽減を図るため、ため池の改修や廃止、海岸の高潮対策、地すべり対策等の防災・減災対策、老朽化した農業用施設等の長寿命化対策を実施し、国土強靱化を着実に進める必要がある。

このような状況の中、国は、当初予算に加えて「第1次国土強靱化実施中期計画」や、「TPP等関連対策」、「農業構造転換集中対策」の実施に必要な予算を令和7年度補正予算として措置したところであるが、令和9年度以降においても、計画的かつ着実に事業を推進するため、当初予算の安定的確保と地方財政措置の充実を図ること。

- （2）気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化に伴い、流域治水の観点から農業用ダムの洪水調節機能の強化や農業用水路及びため池の事前の水位低下などの取組が求められる中、新たな維持管理に対する負担が増大することから、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設の維持管理に関する負担軽減に加え、更なる取組の拡大に向けた措置を講ずること。

さらには、水田を活用した雨水貯留など、農地の有する多面的機能を発揮させる取組に農業者等が安心して取り組めるよう、災害発生時には迅速な復旧はもとより、農家負担軽減等の万全な対策を講ずること。

- （3）過疎化・高齢化が進行する農村地域における定住促進を図るため、生活環境の向上や定住条件の改善等の生活環境基盤整備を推進するとともに、農業の生産条件が不利な中山間地域において、生産活動や集落機能の維持を図るため、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を推進するために、必要額を当初予算で確実に確保すること。

4 農地中間管理機構事業等の推進

担い手への農地集積・集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進される

よう、農地中間管理機構事業や機構集積支援事業等については、十分な予算確保を図ること。農地集約化促進事業については、担い手への農地集積・集約化を進めていく上で必要だが、交付要件が複雑で地域等への推進が難しいことから、交付要件の簡素化を図ること。

また、「地域計画」の実現に向けた農地中間管理機構の貸借方法変更への対応が円滑に進むよう、関係者への丁寧な説明及び現場の意見を反映した施策推進に努めるとともに、必要な予算を確保すること。

さらに、貸借方法の統合に伴い増加する契約事務や担い手に集積した経営基盤を維持していくために必要となる契約更新や管理に係る農地中間管理事業の予算を十分に確保するとともに、その国費割合を引き上げること。

加えて、賃借料金の未回収について、農地中間管理機構に損失が発生しないよう、債権回収する仕組みを国として構築し、発生した損失について必要な予算を確保すること。

5 水田フル活用の推進と米の需給安定

- (1) 中国地方は、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるため、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化等により所得向上を図っている。物価高が続く中、意欲ある担い手が将来にわたり安心して営農に取り組むことができるよう、新たな水田政策における交付単価の検証など、生産の実情を考慮した制度とするとともに、農業再生協議会が行う事務の簡素化に配慮すること。
- (2) 米の安定供給や生産者の所得確保を図るため、需給調整については、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行い、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、実効性のある対策を講ずること。あわせて、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産・再投資可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮し、実効性のある対策を講ずるとともに、消費者・実需者への情報発信を通じた理解醸成を図ること。
- (3) 令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするとともに、具体的な見直し内容について、十分な周知期間を設け、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うこと。

6 主要農作物の優良種子の安定供給

主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が引き続き重要であることから、主要農作物種子法廃止後も中国地方各県では、優良種子の生産・安定供給に取り組んでいる。これらの取組が後退することのないよう、主要農作物種子法廃止法案に対する附帯決議を確実に履行するとともに、種子の供給量に不足が懸念される場合には、国が調整を図るなど安定した種子の供給に責任をもって対応すること。

7 日本型直接支払制度の推進

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、今後の急激な人口減少社会を見据え、農業者

等が活動を継続できるよう、事務手続きの更なる負担軽減を図り、地域住民や自治体が取り組みやすい制度とすること。

また、多面的機能支払交付金のうち資源向上支払交付金（施設の長寿命化）については、事業を推進するための経費を含め、各県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

さらに、中山間地域等直接支払交付金については、中山間地域と平場の生産コストの実態を踏まえた交付単価に引き上げること。

8 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

9 新たな担い手の確保・育成

- (1) 就農希望者や新規就農者に対する「新規就農者育成総合対策」について、十分な財源措置を講ずること。特に、経営開始に当たっての施設整備等への支援については、意欲ある新規就農者の経営発展を後押しするため、必要な予算を十分確保すること。併せて、交付要件の変更等を行う際には、十分な時間を設け、都道府県や市町村と事前調整を行うこと。また、中国地方で重点的に育成に取り組んでいる集落営農法人への就業支援策など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 新規林業就業者の確保・育成・定着まで一貫した支援体制を充実強化すること。特に、林業の担い手支援策として不可欠である『「緑の雇用」担い手確保支援事業』については、新規就業者の受入体制を整備するため、指導者経費の拡充を図ること。
また、新規林業就業者を確保するため、都市部での就業ガイダンス開催支援など、新たな担い手確保のための施策の一層の充実を図ること。
- (3) 新規漁業就業者対策について、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業・定着まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充するなど、持続的な担い手づくりの体制整備と必要な予算を十分確保すること。
- (4) 経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、発展意欲のある農業者の経営課題の解決に向けて専門家派遣を実施する「農業経営・就農サポート推進事業」の予算の拡充を行うこと。
- (5) 集落営農法人による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人や認定農業者に対する税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。
また、集落営農法人連合体への支援措置を拡充すること。

10 肥料価格高騰対策

世界的な穀物相場の上昇に伴う増産に向けた肥料需要の高まりに加え、化学肥料原料の大半を輸入に依存していることから国際情勢の影響を受けやすく、肥料価格は依然として高止まりしているため、農業者が意欲を持って農業経営を継続できるよう、国の責任において肥料原料の主要調達国からの安定供給輸入や国内備蓄に一層努めるとともに、化学肥料の低減等に取り組む農業者に対する支援を強化すること。

また、制度の創設に当たっては、事務負担を軽減し、使いやすい仕組みとすること。

さらに、国は、令和5年に新たな公定規格「菌体りん酸肥料」を創設し、登録業務は県が行うよう制度設計を進めたが、この公定規格は汚泥を原料としており、有害成分の確認など県では登録の可否の判断が困難な内容が含まれていることから、県の登録業務が円滑に行えるよう、国は支援体制を整えること。

11 家畜飼料の国内自給率の向上・価格安定対策

- (1) 配合飼料高騰対策として、配合飼料価格が高止まりした場合においても継続的な支援措置を積極的に講ずること。
- (2) 主食用米価格の高騰に伴う飼料用米や稲WC S等の減産により、耕畜連携による水田飼料作物の生産・利用の取組に影響が生じていることから、これらの飼料作物が畜産経営体に安定的に供給されるよう、持続的で効率的な生産体制を構築するとともに、各種支援措置の実施・充実強化を図ること。

12 スマート農林水産業の推進

地域や品目に応じた現場課題の解決に向け、ロボット、AI、IoT、ドローン等の先端技術を活用したスマート農業の推進を加速化させるとともに、条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めること。

併せて、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成を促進するとともに、ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や、スマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置への支援、ロボット農機の自動運転・遠隔操作の実現に向けた関係法令の見直しなど、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。

さらに、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る先端技術の開発など、スマート林業の実装・普及を加速するための環境整備を推進すること。また、ICT等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備などのスマート水産業についても推進すること。

13 経済連携協定について

- (1) TPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講ずること。

特に経済連携協定等の発効により大きな影響が懸念される畜産部門においては、畜産クラスター事業等による畜産経営の収益力強化や生産基盤強化、牛マル

キンや肉用子牛生産者補給金制度等による経営安定のための財源を継続的に確保すること。

- (2) いかなる国際貿易交渉にあっても、需要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

14 林業・木材産業の成長産業化に向けた対策の充実

- (1) 林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を図るため、地域の創意工夫のもと木材の生産、流通・加工、利用及び再造林対策に中期的かつ総合的に取り組めるよう、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策の拡充や将来にわたって計画的に事業に取り組める新たな予算制度の創設など、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

また、外材依存から国産材活用への更なる転換を図るため、林業・木材関連業者等に対する国産材の安定供給に向けた施設整備の支援など、総合的な対策の関連予算を確保すること。

- (2) 森林所有者の不在村化等により境界の不明確化が進む中、森林経営管理制度の円滑な運用などを通じ、路網整備や間伐等の森林施業が着実に進むよう、地籍調査の迅速化など、所有者不明森林の解消に向けた対応について、関係省庁が連携して積極的に取り組むこと。

- (3) 「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用に必要な再造林について、社会的要請の高い無花粉または少花粉のスギ・ヒノキ苗木による植替えを促進するため、国の花粉発生源対策の対象にヒノキを追加するとともに、各県の採種園整備に必要な苗木の安定供給体制の整備、苗木生産や植替えに必要な財源を確保すること。

また、少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つスギについては、広域（配布区域内）での早期の普及及び実用化を図るとともに、配布区域外での普及が可能な新たな品種の開発を進めること。

さらに、同様の特性を併せ持つヒノキを早期に開発すること。

15 公的造林事業の推進

- (1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。

- (2) 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

また、森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(3) 森林整備活性化資金の融資条件を改善すること。

16 森林病虫害等防除事業の推進

松くい虫・ナラ枯れなどの森林病虫害等被害対策については、環境への配慮及び効果的な防除、被害跡地対策などを緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

17 燃料価格高騰対策

(1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。

(2) 燃料や生産資材価格の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、現行の燃料価格高騰対策を継続的で分かりやすいセーフティネット対策に改善すること。

(3) 安定的な生産活動に必要な燃料や資材の確保を図ること。

18 漁業所得の向上対策の充実

多額の投資を要する老朽化した漁船・漁具等の更新が大きな課題となる中、国の令和7年度補正予算で措置された水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や令和8年度当初予算で措置された水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの、漁船・漁具等の更新に対する支援措置をはじめとする漁業所得向上のための対策の充実を図ること。

19 漁業経営安定対策の充実

資源管理や漁場改善に取り組む漁業者等を支援する漁業経営安定対策について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。

20 水産資源の管理・回復

(1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組及び漁獲報告の体制整備に対する支援を強化すること。

(2) 海水温の上昇や韓国漁船、中国漁船の乱獲等による資源状況の悪化に対応するため、国と地方が連携した海洋調査体制を強化すること。

(3) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

21 カキ養殖における安定生産の確保

カキ養殖について、へい死の被害が瀬戸内海に広く発生していることから、将来にわたって安定的な生産が行われるよう、国において、関係府県と連携して徹底したへい死の原因究明とそれに基づくへい死のメカニズムの解明を迅速に進めると

ともに、漁場環境等のモニタリング体制の整備や高水温など気候変動に対応するためのカキ養殖技術の確立に必要な取組への予算を確保すること。

22 重大な家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等）の国内への侵入・まん延防止に係る支援制度の強化

- （１）高病原性鳥インフルエンザは、発生件数がシーズンによって大きく差があることや、世界のワクチンの使用状況とその有効性を踏まえた、より効果的な発生予防対策を示すこと。
- （２）大規模農場における防疫対応について、農場を分割するための必要な支援対策を継続すること。
- （３）防疫措置を迅速に終了できるよう、国による埋却地の確保や焼却処分等の検討・支援を図ること。
- （４）高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、経営に大きな影響を受ける運送業者等の取引事業者について、影響緩和のための補填金の支給等、経営支援策を講ずること。
- （５）国内侵入リスクが高まっている口蹄疫や韓国で継続的に発生しているアフリカ豚熱等について、水際対策を徹底し、万が一野生イノシシで感染が確認された場合に備え、支援対策を講ずること。

23 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保し、助成対象を拡大するとともに、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

24 軽油に関する課税免除特例への対応

軽油に関する課税免除の特例については、農林水産業をはじめとした地域産業や中小事業者、離島などの住民生活の実情に配慮した扱いとすること。

25 農水産業に係る生産資材等の高騰を踏まえた施策の展開

国際情勢や物価高騰等の外部要因に関わらず国民一人一人の食料安全保障が確立されるよう、気候変動や災害、家畜伝染病などのリスクが高まっている中においても、将来にわたる食料の安定供給の確保、食料自給率の向上に向け、輸入依存から国内生産の増大への転換を強力に推進すること。

また、漁業者の経営環境が厳しい中、中国による日本産水産物の輸入の停止措置等が取られている。中国政府等に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に輸入停止等を撤廃するよう強く求めるとともに、政府間交渉については各県と情報を共有すること。

さらに、輸出に関わる事業者や風評被害を受ける関係者の事業継続に向け、損失のすべてに対して、国が全責任をもって対応するとともに、輸出先の切替及び国内消費の拡大に向けた取組への支援等、万全の措置を講ずること。

〔一般提案〕

3 中山間地域・離島の総合対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・超高齢社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・污水处理施設整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで離島振興法によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであるが、令和4年11月の法改正による基本理念及び離島の果たす国家的・国民的役割の重要性などを踏まえ、引き続き国の責務において離島地域の振興を推進することが必要である。

さらに、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、国の責務において必要な施策を策定、実施することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域に係る施策推進について、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 過疎地域等特定地域の振興施策の推進

過疎地域及び辺地、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を活かした持続的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。

とりわけ、過疎地域は集落機能の低下など極めて深刻な状況に直面しており、引き続き総合的な過疎対策を実施し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る必要があることから、過疎対策事業債の必要額の確保をはじめ、過疎対策に係る支援措置の更なる充実を図ること。

また、令和6年能登半島地震で明らかになった半島地域の脆弱性の改善に向けて住民が安心して暮らし続けられるよう、被災地の復旧・復興対策を含め支援策を強化すること。加えて、半島や離島など特定地域の防災・減災対策に必要な予算・財源を十分に確保すること。

4 離島地域に対する支援施策等の充実・強化

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大、弾力的な運用など、制度を拡充強化するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、有人国境離島地域については、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関を設置するなどの施策を講ずるとともに、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために必要な施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、十分な予算の確保と地方財政措置を講ずること。

有人国境離島地域の保全と特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持を図るため、必要な施策を推進するとともに、令和8年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」を延長・拡充すること。

5 都市住民の交流や移住の促進

都市住民の中山間地域との交流や移住を促進するため、中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。また、企業による中山間地域における社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「ふるさと回帰・移住交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

6 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのた

め、農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

7 企業立地の促進等による雇用の場の確保・創出

中山間地域において魅力ある雇用の場を確保・創出するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講ずること。

8 野生鳥獣被害防止対策の充実

中山間地域においては、野生鳥獣による農林水産業、生活環境等への被害が依然として続いている他、ツキノワグマの生息分布の拡大により心理的負担も増しており、地域住民は被害防止のための対策に疲弊している。

野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講ずること。

特に、鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、十分な予算を今後も安定的に確保するとともに、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

また、「指定管理鳥獣捕獲等事業」及び「国立公園等利用者安全・安心対策強化事業」については、必要な経費について確実な財源措置を講ずること。

9 農林地の所有権の在り方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不明の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、検討を進めること。

10 高校における教育環境の整備

中山間地域の高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置と、ICT支援員などの配置を含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講ずること。

11 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域・離島が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

12 地域コミュニティ組織による生活サービス事業の実施等の促進

生活店舗の閉鎖や生活路線バスの減便などが続く中山間地域においては、地域コミュニティ組織などの自治組織が生活サービス事業を実施する事例が増えつつあるが、その多くは財政基盤が脆弱な任意団体であることから、事業の実施や拡充が促進されるよう、適切な法制度の整備及び税財政・金融上の優遇措置について、早期に検討を進めること。

13 「小さな拠点」の形成

「地方創生に関する総合戦略」にも掲げられた、いわゆる「小さな拠点」の形成については、今後の中山間地域・離島対策の一つの方策となるものであり、地域や市町村の意向をしっかりと踏まえ進めていくこと。

また、条件不利地域において、生活機能を確保していくための仕組みの構築や地域資源を活用した産業の振興については、相当の時間と労力がかかることから、中長期的に十分な予算額の措置を行うこと。

14 離島の生活物資等に係る輸送コストへの支援

離島地域は、ほぼすべての品目について本土と比べて割高になっていることに加え、物価高などにより、住民生活に甚大な影響が生じている。さらに、イラン情勢の悪化に伴い船舶用燃料等の価格が高騰していることから、生活物資等のさらなる物価上昇はもとより、島外で処理される廃棄物の運搬費用などにも影響が生じることが懸念されている。このため、離島への輸送及び本土への輸送の両面でコストの低廉化が図られるよう、効果的な対策を講ずること。

15 特定地域づくり事業の推進

人口急減地域において、特定地域づくり事業を行う事業協同組合数の増加や、既存組合の事業拡大等が想定される中、これから更なる活用が期待される組合活動に支障が生じないよう、十分な予算額を確保し、派遣職員人件費や事務局運営費の充実など財政措置の拡大を図ること。

また、組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大や、組合の区域外派遣について、制度趣旨に沿い、その見直しの実現に向け、継続して検討を進めるとともに、組合の更なる設立、事業の推進や派遣職員の確保を図るため、組合の設立・運営の知見・ノウハウ等を有する専門家を派遣する制度の創設等の検討や、制度の周知を強化すること。

〔一般提案〕

4 地域情報化の推進

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省)

【理 由】

人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの地域課題を解決し、個性豊かで活力ある地域の創造により持続可能な社会を実現するため、情報通信技術などデジタル技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが求められている。

国においては、「地方創生に関する総合戦略」に基づき、急速かつ飛躍的に発展するAIを始めとしたデジタル技術を徹底活用し、地域に展開することにより、地方活性化の取組を一層推進するとしているところであるが、これを着実かつ確実に進めていくため、デジタル基盤整備をはじめとした地域情報化の推進に対して、国による一層の支援が必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提 案】

1 地方創生・地域未来戦略の実現に向けたデジタルインフラ整備の推進

地方創生・地域未来戦略の実現のためには、生成AIをはじめとするデジタル技術の徹底的な活用が不可欠となっていることを踏まえ、2030年頃を見据えて必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るとした「デジタルインフラ整備計画2030」を確実に実行し、都市圏と遜色ないデジタルインフラを地方にも実現すること。

2 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

離島・中山間地域などの条件不利地域における情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体におけるインフラ整備に対する支援措置を継続するとともに、伝送路及びネットワーク機器の更新等についても、負担軽減のための新たな支援措置を講ずること。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、整備費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の更なる拡充を図ること。

また、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度を拡充するほか、地域の安全・安心のより一層の確保を図るため、安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築（既存施設の改修を含む。）に係る支援策を講ずること。

さらに、公設の光ファイバ等の高速情報通信施設について、民間移行を希望する自治体が、当該移行を円滑に進められるよう、公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の恒常的な支援制度などを充実させること。併せて、民間への移行が円

滑に進まない地域においては、移行が完了するまでの間の運営や機能向上のための設備投資等を支援する観点から、有線ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金と同等の支援が適用される制度の創設について検討すること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図るため、携帯電話等エリア整備事業の基地局施設整備については、補助対象範囲の拡大などにより初期費用の負担軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても支援措置を講ずること。

4 公衆無線LAN環境の整備の支援

避難所・官公署などの防災拠点や博物館・文化財などの公的拠点における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備の促進を図るため、公衆無線LAN環境の整備、更新に係る支援制度の拡充及び運用に対する財政措置を講ずること。

5 5Gの地方への速やかな導入に対する支援

産業や生活等の質を飛躍的に高める第5世代移動通信システム(5G)の地方への速やかな導入に向け、基地局・光ファイバ網等の通信基盤の早期整備及びサービス開始の促進を図ること。特に、条件不利地域においては、都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、国庫補助事業の拡充や自治体負担分に対する十分な財政措置など、万全の対策を講ずるとともに確実に地方で整備が進むよう、通信事業者を指導すること。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決・改善や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を行うこと。

また、「5Gならではの」携帯電話サービスを利用者に提供するために、サブ6やミリ波などの高い周波数帯や、SA(Stand Alone)といった新技術について、インフラ整備の促進を図るとともに、災害発生時に対応拠点となる地方自治体の本庁舎等については、早期に5Gによりカバーすること。

6 地上デジタル放送移行に伴い整備した施設への支援

地上デジタル放送移行に伴い整備・改修した共聴施設等の更新にあたっては、光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスの利用等、対象世帯及び自治体の負担軽減を図ること。

7 社会保障・税番号制度への対応

国が定めるマイナンバー事務に係る業務システムについては、国が住民基本台帳システムとの自動連携機能を有するシステムを、共通SaaSとしてガバメントクラウド上に構築し地方自治体に提供するなど、マイナンバー情報の紐付け誤りが発生し得ない環境整備に向け、地方自治体の意見を聞きながら検討を進めること。

なお、マイナンバーカードによるオンライン手続や、マイナンバーカードを活用した新たなサービス等の実施に当たっては、システムの安全性・安定性の確保はもとより、市町村等の窓口業務において混乱が生じることのないよう、制度の周知に万全を期すること。

また、今後も多くの方の電子証明書が失効することから、更新手続の周知等、必

要な対応を行うこと。

8 デジタル技術やデータの活用に対する支援

地域未来交付金をはじめとした財政支援について、地方公共団体の自由な裁量で、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の実現が図られるよう、人材育成への支援も含め、規模の拡充と要件の緩和を図ること。

また、国等が保有するデータ（公共データ）の活用に向け、公的基礎情報データベース整備改善計画に基づく取組を着実に進めるとともに、この取組との整合性を確保しながら、地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化を支援すること。

さらに、データベースの整備等に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、データの集積にあたり、地方自治体に過度な負担を課すことがないよう配慮すること。

〔一般提案〕

5 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(外務省、財務省、厚生労働省)

【理 由】

原子爆弾被爆者は、被爆から 81 年を迎える今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進み、平均年齢は 86 歳を超え、ひとり暮らしや寝たきりなど日常生活に支援を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者援護対策には解決すべき多くの問題が残されている。

ついては、次の内容について提案する。

【提 案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実強化すること。

1 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成 25 年 12 月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところであるが、その後の訴訟において、行政認定と異なる司法判断もあったことから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行うこと。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行うこと。

2 介護施策の拡充強化

在宅で暮らす被爆者が安心して生活が送れるように、訪問介護利用被爆者助成のみに設けられている所得制限を撤廃するとともに、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及びより一層の財源措置を行うなど、高齢化に伴い需要が高まる必要な施策を国の責任において講ずること。

3 原子爆弾小頭症患者の支援

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから今日まで、重い障害に苦しみ続けているとともに、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっている。

ついては、国において、原子爆弾小頭症患者の生活実態を理解し、生涯にわたり安心した生活が営めるよう、実態に即した支援を推進すること。

4 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実すること。また、施設・設備整備に当たっては、老朽化等に対応するため、より一層の助成措置を講ずること。

5 被爆者医療における地方負担の改善等

被爆者医療については、被爆者の高齢化に伴い、多大な財政負担が生じている。については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性に鑑み、老人保健事業推進費等補助金の増額など、被爆者医療に係る地方公共団体の負担の解消に向けて、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講ずること。

また、国の責任において対策が講じられている被爆者援護の事務に対しては、国において必要な人件費・事務費を負担すること。

6 在外被爆者の援護の推進

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成 28 年 1 月からの原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできた。

また、平成 31 年 4 月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、さらに令和 4 年度に始まり令和 7 年度にも、申請様式の見直しにより手続が簡素化されるなど、限定的ではあるが在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところである。

しかしながら、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行うこと。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行うこと。

さらに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において、支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと。

7 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

8 被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。

については、令和3年度から、健康管理に役立てることを目的として、被爆二世健康記録簿を作成・配付しているところであるが、引き続き被爆二世の置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。

〔一般提案〕

6 ハンセン病問題対策の推進

(法務省、文部科学省、厚生労働省)

【理 由】

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消が未だ実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。

また、各ハンセン病療養所に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等を適切に保全しハンセン病問題を後世に伝えていくことは国の使命であるとともに、各療養所が定めた「将来構想」を実現するためには国の支援が不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 偏見・差別の解消

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めること。

2 退所者の社会復帰等支援

ハンセン病問題基本法において国に義務付けられている、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策を積極的に行うこと。

3 将来構想実現に向けた支援

ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の史料を保全するための措置を講ずるとともに、各療養所の将来構想の実現に向けて全力で取り組むこと。

〔一般提案〕

7 学校教育の充実等

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、国土交通省、警察庁)

【理 由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、学習指導要領の見直し、少人数学級や特別支援教育の充実などを実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会における議論を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、Society5.0を生きる子どもたちの教育環境の整備・充実を図る必要がある。

特に、学校のICT環境については、「GIGAスクール構想の実現」に向け、校内外の通信ネットワーク環境や1人1台端末の整備等を進めてきたところであるが、通信費等のランニングコストや機器の更新費用等が、大きな地方負担となっている。

さらに、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与しており、その果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

加えて、令和元年5月には、登下校中の児童等が死傷する事案が連続して発生したところであり、登下校時における児童生徒等の安全確保を図っていくことが引き続き必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 少人数学級の着実な推進

中学校においても少人数学級を令和8年度から段階的に実施しているところであるが、必要となる教職員定数の確保を図るとともに、制度の一層の充実を図ること。

2 必要な教職員定数の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、主体的・対話的で深い学びの実現等による学力向上の推進、特別支援教育の推進、深刻化する問題行動への対応、キャリア教育の充実、地域コミュニティの核となる学校づくりの推進及び働き方改革の実現などといった様々な課題に対応するために、必要な教職員定数を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

3 教員の処遇改善

優秀な人材を確保するため、教員の働き方改革の推進と更なる処遇改善策を講ずること。

加えて、経験豊富な再任用教員を確保するため、暫定再任用教員（フルタイム）の給与水準が定年引上げ後の 60 歳超の教員と同程度になるよう義務教育費国庫負担金を見直すなど、給与水準の改善を図ること。

4 学習指導要領の見直し

義務教育においては、教員が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けさせるために、児童生徒のつまずき等に対応する時間を十分確保し、子供たちに対してより良い教育を行い、教員自身の志気を高めていくことが必要である。しかし、文部科学省は、次期学習指導要領の検討において、「必要に応じた学習内容の精選」や「教科書の内容・分量の精選」、「個々の児童生徒のつまずきへの対応の充実」等の方向性を示しているものの、その具体的な実現方策は未だ明確ではない。

よって、義務教育段階では基礎学力の育成を最優先とするとともに、学習内容及び教科書内容の抜本的な精選、児童生徒のつまずきに応じた指導時間の確保など、具体的な方策を明確に示すこと。

5 公立学校の施設整備の促進

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、各自治体においては非構造部材等を含む耐震化への取組を加速化してきたが、未だ対策を必要とする学校施設が多く存在している。

このため、耐震化のより一層の促進を図るべく、非構造部材等を含む学校施設の耐震化について、国庫補助の嵩上げ措置や地方財政措置のさらなる充実を図るなど、十分な財源措置を講ずること。

また、第 2 次ベビーブーム期にあわせて建設された多くの学校施設が一斉に更新時期を迎える中、学校施設の老朽化対策が急務となっている。

各自治体が、計画的かつ着実に、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく長寿命化改修事業や改築事業に取り組めるよう、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化や要件の緩和など、起債制度の拡充も含めた地方財政措置の拡充を図ること。

加えて、公立学校施設における、新しい生活様式を踏まえた学習環境の整備（トイレの洋式化、空調設備の設置・更新など）や、個別最適な学びを実現する施設環境の整備（バリアフリー化、特別支援学校の教室不足解消など）、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた教育環境の整備等、各自治体を実施する、新時代の学びに対応した教育環境の実現に向けた取り組みを促進するため、国においても、補助率や補助単価の引上げも含め、全国の自治体が計画している全ての公立学校施設整備事業が、整備計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう、必要かつ十分な財源措置を講ずること。

6 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高校をはじめとする私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、就学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私立学校の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充を図るとともに、事業量に見合う予算額の確保を行うなど、より一層の施策の充実を図ること。

7 高校授業料の実質無償化等

- (1) 高等学校等就学支援金制度及び高校生等・新修学支援制度については、国において恒久的な財源を確保するとともに、令和9年度以降の地方負担分については、精緻かつ確実に算定し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。

また、保護者の申請手続きや学校・都道府県での確認手続きの簡素化を図るため、国の責任において必要な制度改正及び e-Shien システムの改修を行うこと。

- (2) 高校授業料無償化の拡充に伴い、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる一方で、公立高校離れが加速することが危惧されることから、地域における高校教育の維持向上を図るため、新たな交付金等による財政支援制度を創設するなど、国として公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。

- (3) 国においては、地域の高度専門人材の育成を推進するため、工学系以外の学科も含めた高等専門学校の設置を促進する方向で検討が進められているところであるが、公立の高等専門学校の設置について、成長分野転換基金などにより十分な財政支援を行うこと。また、農業分野など工学系以外の領域における学科の設置基準の検討においては、自治体の意見を十分に聴取し、自治体の実情を踏まえたものとする。

- (4) 令和2年度に創設された、高等学校専攻科の生徒への修学支援の制度については、全額国庫負担により措置されるよう制度の見直しを行うこと。

- (5) 単位制高校では、就学支援金が支給される単位数の範囲で卒業することが困難な者が多い実態があり、こうした実態に鑑み、履修単位の制限を廃止する等制度の改善を行うこと。

- (6) 奨学のための給付金制度については、令和7年10月の自由民主党・公明党・日本維新の会の合意事項として、中所得層まで支援範囲を拡大するとともに、地方負担が生じることのないよう国の負担割合を10分の10とするとされたことを踏まえ、全額国庫負担により実施すること。

- (7) 今後、就学支援金制度等を見直す場合は、必要な情報の提供を行うとともに、地方の意見を尊重すること。また、事務手続の簡素化や準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度見直しに伴い生じる経費の全額について、国が財政措置を講ずること。

8 学校のICT環境整備の促進等

生成AIをはじめデジタル技術が飛躍的に発展する中、情報活用能力など学習基盤となる資質・能力を育成するとともに、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を図るため、国と地方が一体となって学校のICT環境整備を推進している。

- (1) 学校のICT環境を効果的に活用するとともに適切に維持していくため、国において、整備後のランニングコストや更新費用、有償のソフトウェアの購入、支援員の配置等に対して、近年の物価高等による価格上昇を踏まえた必要かつ十分な財政措置を講ずること。
- (2) 初等中等教育機関の学術情報ネットワーク（SINET）への接続にあたり、接続機関に高額な費用負担が求められており、地域間（都市部と地方部）のデジタルデバイドの解消に逆行していることから、負担の軽減や必要な財政措置を講ずること。
- (3) 自宅等に通信環境がない児童生徒へのモバイルルータの貸出に係る通信費について、支援対象の拡充を図ること。
- (4) 教員の長時間労働の解消のため、デジタル採点システムや、保護者への連絡システム等、次世代校務DXにつながる環境整備を対象とした補助制度の一層の拡充を図ること。

9 国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

10 登下校における児童生徒等の安全確保

不審者情報等について、警察や学校、地域住民等といった多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方について、国において必要な検討を行うこと。さらに、交通安全運動の推進や広報啓発活動等によりドライバーの法令遵守意識の向上を図るとともに、ガードレールや防犯カメラの設置といった事故防止・防犯に配慮した通学路の環境整備に対する財政措置を拡充する等、登下校中の児童生徒等の安全確保に向け、総合的かつ抜本的な対策を講ずること。

11 医療的ケア児及びその家族に対する支援の拡充

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援が受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることが責務となったことから、看護師配置に係る財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講ずること。

12 こども性暴力防止法の施行支援

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」の施行に向けて、都道府県及び市区町村、施設・事業所の事務負担増に対する支援などについて、現場の声も聴きながら実施すること。また、「民間教育事業」に対する周知・啓発を国において行うこと。

〔一般提案〕

8 環境保全対策の推進等

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進により、瀬戸内海の自然環境の保全と活用、生物の多様性と生産性の確保を図る必要がある。また、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後さらに水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があると考えられる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など污水处理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、次世代自動車の普及促進及び自動車排ガス低減の技術開発などの対策が必要である。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

国内未定着の特定外来生物の防除は、水際での侵入防止対策や侵入初期の防除が重要であり、被害・まん延防止のために国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でシミュレーションが可能となり、光化学オキシダントの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。また、近年、国民の関心が高まっている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、健康影響の解明が十分に進んでいないこと、特にインターネットを利用できない国民に対するPM_{2.5}濃度等の情報提供が不十分であることから、国民の不安を解消するための対策が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。

近年、日本海沿岸では、海岸に多量に漂着するごみが深刻な問題となっており、現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国等に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の

保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

また、瀬戸内海を中心に、漁業等の産業活動への影響が大きい漂流ごみや海底堆積物の問題が顕在化している中、平成 30 年 7 月豪雨災害時には、海洋に大量に流出した流木などのごみが、生活航路や災害時の緊急海上輸送を妨げるなどの課題も表面化しており、海岸漂着物と同様の対策が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施工期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有により地方財政を圧迫していることから、国において財政負担軽減等の措置が必要である。

さらに、産業廃棄物最終処分場に係る規制は順次強化されているが、産業廃棄物最終処分場への不安の解消につなげるためには、維持管理積立金制度の一層の強化が必要である。

また、近年、膨大な量の使い捨てプラスチックが、生態系に与える影響等が国際問題となっているほか、アジア各国による輸入規制の拡大により、国内での資源循環が求められている。プラスチックごみの削減、資源循環を図るために、実効性のある対策が必要である。

加えて、適切な場所に係留・保管されていないプレジャーボートを中心とした放置艇及び不要となったが適切に処分されない沈廃船が、荒天時の転覆や油の流出を引き起こし、問題の深刻化が懸念されるため、環境整備に係る仕組みを早急に構築し、実効性の高い放置艇対策を推進することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、地域が主体となった栄養塩類管理制度が創設されたが、栄養塩類濃度と水産資源の関係については、未だ不明な点が多いことから、関連する情報の収集、整理及び分析並びに研究を推進し、科学的知見の充実を図り、その結果を提供すること。

さらに、栄養塩類増加措置の詳細な効果や周辺環境への影響を把握するために必要な対象海域のモニタリング等に要する経費について十分な財政措置を講ずること。

- (5) 閉鎖性水域である瀬戸内海においては、河川及び沿岸域からのごみの排出防止が重要であることから、国において、漂流ごみ等の除去、発生抑制等に要する経費について財政措置を講ずること。

2 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。
- ア ヨシ原の適正な管理、浅場及び藻場の造成、くぼ地対策の検討などの環境改善への積極的な取組
 - イ 湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
 - ウ アオコ、水草等の発生時における、速やかな回収、処理など適切な対策実施
 - エ 湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業への財政支援拡充、創設
- (2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。
- ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
 - イ 赤潮、アオコなどプランクトンやユスリカの異常発生、水草の繁茂拡大を防止するために必要な調査等の推進
 - ウ 汽水湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進
 - エ さらに流入負荷低減に寄与する下水道等の高度処理技術の開発
- (3) 地方自治体やNPOなどの関係団体が取り組む水質浄化策について、特別の財政支援など必要な措置を講ずること。

3 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効性のある排出抑制対策を推進すること。
- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。
- (3) PCB廃棄物等については、本年4月になされた中央環境審議会の意見具申を踏まえ、全てのPCB廃棄物等の適正な管理及び処理に向けて、実効性のある処理促進策を実施すること。
- とりわけ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設閉鎖後に発見された高濃度PCB廃棄物の処理体制を早急に確立すること。
- また、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を図るとともに、鋼製構造物の塗膜に低濃度PCBを含有している公共土木施設について、迅速に処理を行うため、塗膜の除去、処分、再塗装等に必要な対策費用の助成制度を国において創設すること。

4 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

整備が遅れている地域の汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、供用開始後に一定の稼働年数を経過

した施設の修繕・改築を図ることができるよう、県及び市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

5 次世代自動車の普及促進

自動車業界の多様な車両開発戦略に呼応し、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化するために、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など、次世代自動車導入の支援制度の拡大・充実を図るとともに、既設充電設備の更新を含むインフラ整備などについて、総合的な支援策を講ずること。

また、e-fuel 等の合成燃料やバイオ燃料の製造技術の確立、普及に対する支援を行うこと。加えて、自動車関連産業が国際競争力を維持・強化できるよう、電動化やライフサイクル全体での低炭素化（再生材利用義務化を含む。）、関税措置などの諸課題に対応するための経済・技術支援等を行うこと。

6 土壌汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壌汚染対策法に定められた基金の助成要件を緩和すること。
- (3) 土壌汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等の判断基準を明確に示すこと。

7 特定外来生物の防除の推進

- (1) 特定外来生物の侵入による生態系、人の生命・身体、農林水産業などへの各種被害を防止するため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。特にヒアリなど国内未定着の特定外来生物の水際での防除を徹底すること。
- (2) 外来生物法の一部改正に伴い、地方公共団体の責務となった国内に定着が確認されている特定外来生物の防除について、侵入予防、防除措置、拡散防止対策等に係る、技術的・財政的な支援を行うこと。
- (3) 新たに条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニやアカミミガメについて、国民に混乱をきたさないよう国が責任をもって周知を行うとともに、地方公共団体または民間事業者等が行う防除の取組について必要な支援を行うこと。

8 光化学オキシダントや微小粒子状物質の大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学オキシダント・微小粒子状物質の大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学オキシダント発生予報が可能な予測システムを構築すること。

- (3) 微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- (4) 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。

9 アスベスト対策の充実・強化

- (1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策を充実すること。
 - ア 市町村が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設
 - イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
 - ウ アスベストに係る室内環境許容基準の設定
 - エ 一般環境の大気中のアスベスト濃度環境基準及び解体等作業現場におけるアスベスト濃度規制基準の設定と、基準超過した場合における指導指針等の作成
- (2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を行うこと。
 - ア 私立学校や私立専修学校等の各種学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等
 - イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成
 - ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立
- (3) アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置を創設すること。
- (4) 改正大気汚染防止法の施行により、レベル3のアスベスト含有建材が規制対象に追加されるとともに、事前調査結果の地方自治体への報告が義務付けられたため、立入検査や事前調査結果の電子報告などの業務が大幅に増加する地方自治体に対して、必要な財政措置を講ずること。

また、事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者について、円滑な調査実施に十分な人数を養成するための措置を引き続き講ずるとともに、資格取得者の知識水準の向上・維持に係る取組を行うこと。

10 海洋ごみ対策への政府の一体的な取組

- (1) 漂流ごみや海底堆積物等の回収処理のルールを明確化するとともに、海岸漂着物を含めた海洋ごみの回収・処理等の対策を推進するため、地方自治体が実施する海洋ごみ対策について、必要な事業費の確保や地方負担の撤廃など、十分かつ恒久的な財政措置を講ずること。
- (2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海洋ごみに係

る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

- (3) 海洋ごみの及ぼす環境への影響について、地域住民の正しい理解が深まるよう、正確な情報を発信し、発生抑制に向けた意識啓発や環境教育を積極的に行うこと。

11 水資源対策の推進

当分の間、十分な用水需要の見込めない先行水源について、国において、財政負担軽減等の必要な措置を講ずること。

12 産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金制度の強化

- (1) 維持管理積立金制度について、積立金の未積立に対する強制徴収に関する仕組みの構築や未積立に対する罰則の規定を設けるなどにより、確実な維持管理積立金の積立が確保されるよう、制度の強化を図ること。
- (2) 独立行政法人環境再生保全機構に対し、物価水準の変動に応じた利息を維持管理積立金に付させ、当該利息を維持管理積立金に繰り入れさせること。

13 核燃料施設等の安全対策

核燃料施設等における放射性物質の管理や取扱いの厳格化について、指導及び検査を強化すること。併せて、被ばく事故が起きた際の作業員等の健康被害を最小化するため、核燃料施設等における原子力災害医療体制について再確認すること。

14 プラスチックごみ削減対策の推進

プラスチックごみ削減のため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチックの資源循環を促進するとともに、代替商品の開発・導入の促進支援、地方での取組が一層促進されるよう実効性のある対策を講ずること。

15 放置艇対策の推進

- (1) 新たな放置艇を生じさせないための抜本的対策として、船舶の保管場所確保を義務付ける制度を創設すること。
- (2) 船舶購入時に所有者があらかじめリサイクル料金を負担する廃船デポジット制度を創設すること。
- (3) 放置艇の収容能力を確保し、放置艇対策を推進・充実するため、水域施設等の維持修繕についても支援制度の拡充を図ること。

16 使用済金属・プラスチック物品規制の円滑な施行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、使用済金属・プラスチック物品の適正な再生・保管を確保するための法整備がなされたところであるが、今後の改正法施行に向け、規制対象物品や許可対象事業者の範囲を厳密に定め、地域の実情を踏まえた実効性のある基準を設定するなど、関係政省令の整備を適切に行うとともに、許可制の運用に先立ち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を見直す

等、地方公共団体の事務負担の軽減に十分に配慮すること。

また、地域で混乱が生じないよう、通知やガイドライン、国による説明会の開催等を通じて、関係者に対し十分かつ速やかな周知を図るとともに、施行までの期間を十分に確保するなど、許可申請の集中への対応及び地方公共団体における施行のための準備に支障が生じないよう配慮すること。

併せて、地方公共団体において新たな事務が発生するため、技術的支援とともに人件費を含めた財政的支援を確実に講ずること。

17 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について

- （１）PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- （２）水道水や環境中で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、飲用水からの除去方法等について、具体的な方法を示すこと。
- （３）土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和 5 年 7 月に示された土壌中の PFOS、PFOA 及び PFHxS の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
- （４）地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を求めるなど、調査に協力すること。
- （５）PFAS の農畜水産物への蓄積及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講ずること。

〔一般提案〕

9 原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会)

【理 由】

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から 15 年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

また、令和 6 年能登半島地震を受けて、原子力発電所の安全性や避難計画の実効性を懸念する声が多く上げられている。

こうした中、全国に立地している原子力発電所の安全確保が何より重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、常に最新の知見を踏まえ、新規規制基準の見直しを行うとともに、厳正かつ迅速に適合性審査を行い、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、万が一、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることなどから、原子力発電所立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講ずる必要がある。特に、平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

一方、原子力発電所の立地や運転、廃炉に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

また、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 原子力発電所の安全確保対策の強化等

(1) 事態の収束に関すること

国は、福島第一原子力発電所の事故に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、国内外の英知を結集して、一刻も早く事態の収束を図ること。

(2) 情報公開及び説明責任に関すること

福島第一原子力発電所の事故に関して、今後とも把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを公開し、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

さらに、全国の原子炉施設の状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

(3) 原子力発電所の安全対策に関すること

島根原子力発電所2号機については、原子力規制委員会は原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すとともに、安全確保に関わる日常的な活動の監視も含め、原子力規制検査についても、引き続き厳格に行うこと。

島根原子力発電所3号機については、福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定された新規規制基準への適合性について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

併せて、島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと。

国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。

加えて、原子力発電所の稼働・再稼働の判断に県民や立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。

原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。

(4) 原子力発電所で発生した不正行為に関すること

令和8年1月5日に中部電力株式会社（以下、「中部電力」という。）が発表し、1月14日に原子力規制委員会が報告徴収命令の決定等を行った「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為」については、中部電力及び原子力発電事業に対する国民の信頼を損なう重大な事案であることから、国は、徹底した原因究明と再発防止を進め、原子力施設の安全性や信頼性の確保に最大限取り組むこと。

また、本事案に関し、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告を厳密に検証し、然るべき指導・監督及び監視を事業者に対して行うこと。

加えて、国民の安全を最優先に、本事案に対する原因究明の結果と、地域の安全性にどのような影響があったのかを分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

併せて、本件のような事案を二度と起こさせないよう、審査体制及び方法の見直しや、不正を行った事業者への厳しい処分を制度化するなどの再発防止を徹底すること。

(5) 原子力防災体制の充実・強化に関すること

ア 継続的な防災対策の強化等

「原子力災害対策指針」については、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。

また、同指針における未検討の事項を明確化し、検討結果を早期公表するとともに、新たに盛り込まれた内容については、住民や地方自治体に対して十分な説明を行うこと。

特に、屋内退避については、屋内退避中にも一時的な外出は可能とされ、その具体例も示されたが、それらの内容について住民等への周知を図るとともに、屋内退避中の住民の生活を支える民間事業者の理解促進に、関係府省庁と連携して取り組むこと。

県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島第一原子力発電所での事故などを踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。

原子力災害時の避難計画については、関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会で、島根地域全体の避難計画である緊急時対応が策定されているが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援について、引き続き必要な支援・協力を行うこと。

特に、避難行動要支援者の避難体制については、医療機関や社会福祉施設の入所者などが迅速かつ安全に避難できるよう国として必要な支援を行うこと。

イ 避難対策

避難対策については、引き続き、以下の項目についての体制の充実や支援等を行うこと。

- ・原子力発電所周辺地域及び広域避難の受入地域における避難者や受入自治体等の支援
- ・県境を越えるなどの広域的な交通管制についての警察や道路管理者等との調整
- ・避難退域時検査会場、避難所、救護所運営や避難行動要支援者の支援等に必要となる人員及び資機材の確保に係る立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対する迅速な対応
- ・避難行動要支援者の搬送についての自衛隊、海上保安庁等による即時、迅速な対応
- ・自然災害等により集落の孤立化が想定される離島・半島、山間地、豪雪地における、空路による避難のためのヘリポート整備や必要とされる放射線防護対策施設の確保、実動組織による確実な支援体制などの確立
- ・震災やそれに伴う停電が長期化した場合において、テレビやラジオ、携帯電話などに電波を送受信するアンテナや中継器等の機能が失われないようにするための通信の強靱化対策
- ・避難期間が長期に及んだ場合における人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保

ウ 道路整備等の支援の拡充

原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。

エ 安定ヨウ素剤の医学的な相談に対応する窓口の運営

安定ヨウ素剤に関する医学的な相談については、対応が全国一律となるよう、国で窓口を設け、運営すること。

オ 安定ヨウ素剤の更新手続の簡略化

安定ヨウ素剤の使用期限が到来するたびに配布会に参加しなくてはならないことは、住民、行政の双方にとって負担であるため、配布済み薬剤の更新時には、医師等による住民への説明・確認の省略や郵送による配布を認めるなど、安定ヨウ素剤の事前配布に係る手続の簡略化を図ること。

(6) 原子力発電所に対する武力攻撃への対応

令和4年3月からのロシア軍によるウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃をはじめ、昨今の国際情勢の悪化に伴い、原子力施設が武力攻撃の標的となる事例が相次いでいることは、原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、我が国の原子力施設の周辺地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を尽くすこと。

原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

加えて、原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

併せて、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

原子力事業者が、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護事案又は同事案と疑われる事象を覚知した際は、不確かな情報を含んでいたとしても躊躇することなく直ちに通報連絡を行い、各関係機関が速やかに必要な防災体制に移行できるよう、国は、通報連絡の判断基準及びその連絡票の様式を改善し、通報の即時性及び情報の正確性の両立に取り組むこと。また、核物質防護事案の公表の在り方についてマニュアル等を整備し、事案が発生した場合には速やかに公表すること。

(7) 地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」において必要となる地方公共団体の行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、立地県外における避難先も含め、避難先の確保や避難所の運営及び備蓄品の確保に必要な財政負担に対して、十分な措置を講ずること。

また、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費、万が一行政機能に移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などに係る財政負担についても、国において十分措置すること。

(8) 原子力発電所の廃炉に関すること

島根原子力発電所1号機の廃止措置について、使用済燃料の管理や譲渡し及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう厳格に確認を行うとともに、検査等の結果について住民及び地方公共団体へ丁寧に説明すること。

また、廃止措置が確実に進むよう、使用済燃料の再処理等については、国が前面に立った取組を加速させるとともに、原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること。

(9) 風評被害の防止等に関すること

最近になってもなお発生しているいわれなき風評被害を未然に防止するため、農林水産物や加工食品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の防止や払拭には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて重要であることから、国内外に対し、放射性物質の測定結果及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

2 エネルギー政策の推進強化

第7次エネルギー基本計画においては、エネルギー安定供給とともに、2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、徹底した省エネの更なる追求と、再生可能エネルギーの主力電源化に取り組むとされており、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援制度の拡充と必要な財政措置を講ずること。

また、風力発電設備等の設置に当たり、地域住民から防災・環境上の不安の声があることから、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないよう、事業計画の認定に際し、事前説明とその結果の国等への報告を義務付けるなどの法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを早期に構築すること。

3 電源立地対策の推進

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度等に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

- ア 原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度の充実、平成 28 年度に創設された補助金や増額された交付金の対象事業や交付金額・期間への十分な配慮、運転停止中の算定の特例における十分な交付水準の確保を図ること。
- イ 原子力発電所の長期停止等に伴う経済停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実を図ること。
- ウ 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。
- エ 原子力防災対策が必要な区域が 30 km圏内まで拡大されたことから、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大すること。
- オ 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の特定事業に河川整備事業などを追加し、対象事業の拡充や補助率の嵩上げを行うなど支援の充実・強化を図ること。また、それに伴って必要となる予算について、既存の予算に上乗せして確保すること。

〔一般提案〕

10 次世代エネルギーへの取組の推進

(経済産業省)

【理 由】

世界的な気候変動の深刻化や令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻、令和8年2月末以降の中東情勢により世界のエネルギー需給構造が大きく変化する中で、我が国において水素エネルギーは、カーボンニュートラル社会の実現や国内産業競争力の強化、エネルギー安全保障の観点から大きな期待が寄せられている。

国においては、令和2年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、水素を発電・輸送・産業など幅広い分野で活用が期待されるカーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置づけ、導入量拡大を通じた供給コストの削減などに向けて、利用・輸送・製造の各分野において革新的技術の研究開発・実証に継続的に取り組むこととしている。また、令和5年6月に改定した「水素基本戦略」や令和6年5月に成立した「水素社会推進法」に基づき、需給拡大のために規制・支援一体型の制度整備を示すなど水素社会の実現に向けた取組を加速している。

中国地方においては、瀬戸内沿岸のコンビナートの水素製造能力は全国の約四分の一を占め、高い供給ポテンシャルを有し、新たなエネルギーの供給拠点としての事業展開が期待されており、平成25年6月には、中・四国、九州地方で初となる液化水素製造工場が周南コンビナート内で操業を開始するとともに、平成27年8月には周南市に液化水素ステーションを設置している。

こうした国の動きや瀬戸内沿岸のコンビナートが持つ高い優位性を活かし、水素供給システムや燃料電池の部素材等の研究開発を促進し、水素関連産業の育成を図るとともに、水素社会の実現に向けて水素を活用した地域づくりを進めていく必要がある。

また、広島県大崎上島町では、企業が国の支援を受け、IGCCから高純度の二酸化炭素を分離・回収する技術の実証が行われ、隣接する「カーボンリサイクル実証研究拠点」では、多様なCO₂の活用実証等の研究が行われている。

カーボンリサイクル技術は、現状研究開発段階のものが多く、例えば、水素と二酸化炭素を原料にメタンを製造することも可能であり、「2050年カーボンニュートラル」の実現には、このような先導的研究開発とその事業化を加速化させる必要がある。

さらに、近年、我が国の周辺海域でメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として大変重要であり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、水素やアンモニア原料としての資源開発も検討されている。

しかしながら、メタンハイドレートの開発は太平洋側を中心に進められている。また、石油や天然ガス等の受入・供給施設等はその大半が太平洋側に集中しており、

今後、想定される南海トラフなどの巨大地震等により被災した場合は、産業や国民生活に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

国は、令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画や令和6年3月に改定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」等に基づき、2030年度までに民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すこととしている。さらに、生産技術の開発や経済性の確保、環境保全など様々な課題解決に取り組んでいくこととしており、商業化に向け大きな期待が寄せられている。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

- 1 「水素ステーション」の設置及び運営に対する支援の継続実施
- 2 水素やカーボンリサイクル技術等の先導的な研究開発や新事業展開に対する支援
2050年カーボンニュートラル社会に対応した産業構造への円滑な転換が図られるよう、グリーンイノベーション基金について、中小企業も取り組みやすい仕組みとするなど、地域中小企業によるカーボンニュートラルの推進に繋がる先導的な研究開発や新事業展開などの取組を支援すること。
- 3 バス、トラック、フォークリフトなどの商用車も含めた燃料電池自動車の導入加速支援
- 4 水素サプライチェーンの構築及び再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用拡大に対する支援策の構築
- 5 日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び回収・生産技術の研究開発の促進
 - (1) 日本海沖でのメタンハイドレートの商業化を早期に実現するため、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に示す回収・生産技術の研究開発や海洋調査、環境影響評価等の各工程を水産資源に留意した上で着実に進め、近年の日本海沖でのメタンハイドレート等の採取実績も考慮し、資源量全体の推計について早急に明示するとともに、2030年度までに民間企業が主導するプロジェクトが開始されるよう、経済性の確保や環境保全等の商業化に必要な条件について検討を進めるなど、開発を促進すること。
また、回収・生産技術の研究開発や海洋調査、環境影響評価等に当たっては、日本海側における知見・技術の活用や人材を育成する面から、地元の大学、中小企業等を積極的に活用し、地方創生に資するよう努めるとともに、メタンハイドレートを含む天然ガス業界の変革期を担う地元人材育成に努めること。
 - (2) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の開発に向けた回収・生産技術の研究開発や詳細な資源量把握に向けた海洋調査を推進するため、来年度予算においても調査費等を拡充すること。

- (3) 大災害の発生時等におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸の形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発に伴って必要となるエネルギー供給基地や広域ガスパイプラインの整備を推進すること。
- (4) 資源の開発が行われる地元に、その供給によって生まれる利益が還流する仕組みづくりを検討すること。

〔一般提案〕

11 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省)

【理 由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかしながら、韓国はこれまで 70 年以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、平成 24 年 8 月の韓国大統領の竹島上陸をはじめ、竹島周辺での防衛訓練や海洋調査、国会議員団の上陸など、同島における実力支配の強化を図ろうとしている。

これまで、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切であり、特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生が竹島問題について理解を深めることは国民世論の喚起のために極めて重要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

衆参両議院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成 24 年 8 月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成 18 年 6 月）」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国側の動きに対して毅然とした姿勢で対応し、国際社会へ日本の立場を強く訴えること。また、国際司法裁判所への単独提訴を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

2 広報啓発・研究体制の強化

内閣官房領土・主権対策企画調整室を中心に、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島に関する国の研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開し、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。さらに、竹島問題や国境離島に関する国の啓発施設を地元隠岐の島町に設置するとともに、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による

「竹島の日」式典の開催を早期に行うこと。

3 学校教育における指導の推進

竹島に関する学習は、学習指導要領に明記されており、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することが極めて重要である。近年、竹島関連資料が新たに発見されていることから、参考資料やそれを活用した事例を取りまとめたWebページの充実、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配付等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう、取組を強めること。

〔一般提案〕

12 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、国土交通省)

【理 由】

新日韓漁業協定の締結により、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船が漁場を利用できない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化も招いている。

一方、日本海における我が国排他的経済水域内においては、平成 28 年漁期以降、日韓漁業交渉は相手国排他的経済水域内相互入漁での操業条件等の漁業交渉が妥結しておらず、相互入漁が中断状態にあるが、今後の政府間協議の結果次第では、相互入漁が再開される可能性がある。

なお、水産庁や海上保安庁の取締強化により、韓国漁船の違反操業は減少傾向にあるが、現在でも取締の目をかいくぐった違法漁具の設置等が散見されており、相互入漁が再開された場合、違反操業等が拡大し、我が国漁船の操業不能や漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被るおそれがある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 暫定水域の資源管理等の推進

竹島の領土権の確立により排他的経済水域の境界線が画定し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

2 我が国排他的経済水域内の操業秩序の確立

日本と韓国との漁業交渉が妥結し、相互入漁が再開された場合、日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ってきたことから、許可隻数の削減、操業規制の強化など必要な対策を講ずるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

3 取締の拡充強化

我が国漁業者の安全確保と外国漁船の違法操業に対応するため、我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化を図ること。

4 韓国・中国等外国漁船操業対策事業の充実

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されていることから、韓国・中国等外国漁船操業対策事業を安定的に実施するための基金の一層の充実を図

ること。

5 国直轄の漁場整備の推進

排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

〔一般提案〕

13 岩国基地関連対策の推進・充実

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理 由】

基地及び航空機の飛行訓練エリア周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米軍構成員等による犯罪や航空機騒音等の諸問題を改善し、地域住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図る必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 米軍構成員等による犯罪の防止対策の強化

米軍構成員等による犯罪を防止するため、米軍構成員等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、さらに日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講ずること。

2 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸問題の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

3 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産に対する固定資産税相当額を交付するとともに、交付資産の範囲を拡大すること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。